

平成30年（ワ）第1551号 石炭火力発電所建設等差止請求事件

原告 ■■■ ■■■ 外39名

被告 株式会社神戸製鋼所 外2名

準備書面（28）

令和3年9月28日

神戸地方裁判所 第2民事部合議B係 御中

原告ら訴訟代理人弁護士 池田 直樹

同 浅岡 美恵

同 和田 重太

同 金崎 正行

同 杉田 峻介

原告ら訴訟復代理人弁護士 喜多 啓公

同 與語 信也

同 青木 良和

本書面においては、原告らの主張の骨子を整理する。

【目次】

第1 請求	6
1 主位的請求	6
(1) 被告コベルコパワー神戸第二に対する請求	6
(2) 被告神戸製鋼及び被告コベルコパワー神戸第二に対する請求	6
(3) 被告関西電力に対する請求	6
2 予備的請求	6
(1) 被告神戸製鋼及び被告コベルコパワー神戸第二に対する予備的請求	6
(2) 被告関西電力に対する予備的請求	6
第2 請求の前提となる権利、差止請求権の発生根拠	7
1 伝統的人格権	7
(1) 人格権、特に生命・身体に関する人格権	7
(2) 人格権侵害の蓋然性（具体的危険）について	7
(3) 受忍限度を超える違法性	9
(4) 本件における伝統的人格権の侵害（概要）	11
2 平穏生活権の権利性	12
(1) 平穏生活権の多様性	12
(2) 健康リスク型平穏生活権の要件・効果	13
(3) 伝統的な人格権と平穏生活権との保護法益と効果の違い～権利・利益の明確性と固有性	14
(4) 人格権侵害の「具体的危険」と平穏生活権の「侵害」をもたらすリスクの性質の違い～平穏生活権に対する侵害の客観性	16
(5) 平穏生活権の権利主体の明確性・権利としての個別性	18
3 清浄な空気のもとで持続的に健康で平穏に生活する権利	19
4 CO ₂ に関する平穏生活権（安定気候享受権）	20

第3	大気汚染による権利侵害	21
1	概要	21
2	新設発電所から排出されるPM _{2.5} の毒性と健康影響	22
3	新設発電所からのPM _{2.5} の排出・原告らの居住地への到達	23
4	原告らへの健康影響の推定	24
	(1) 健康影響予測調査の前提	25
	(2) 健康影響評価の結果	25
5	被告らの主張に対する反論	26
6	権利の侵害	28
	(1) 伝統的人格権の侵害	28
	(2) 健康平穏生活権の侵害	29
	(3) 被告らの違法性に関する主張に対する反論	31
第4	温暖化による権利侵害	32
1	新設発電所からのCO ₂ 排出量は莫大であること	32
	(1) 新設発電所からの年間CO ₂ 排出量の規模	32
	(2) 被告神戸製鋼のCO ₂ 排出量	32
2	CO ₂ 排出と地球温暖化による気候被害との因果関係（基礎となる因果関係）	33
	(1) 気候変動に関する科学的知見	33
	(2) 地球温暖化・気候変動の影響（原告準備書面（26））	34
	(3) 排出行為と地球温暖化、気候変動による気候災害との因果関係は科学的に 解明されていること	34
	(4) 極端な気象・気候変動と地球温暖化の関係は解明されていること（原告準備 書面（4）・8～14頁等）	35
3	地球温暖化による原告らへの影響・被害（原告準備書面11）	36
	(1) 気温上昇及び熱中症の増加	36
	(2) 土砂災害等の危険	36

(3) ハザードマップによる危険性	37
(4) 高潮被害	37
(5) 熱帯性感染症	37
4 CO ₂ 排出削減に関する国際的・国内的公序と石炭火力発電所廃止の必要性、 CO ₂ 排出行為の不合理性	37
(1) 世界の排出削減合意と日本の削減目標	38
(2) 1. 5℃（2℃）の気温上昇に止めるための残余のカーボンバジェット	40
(3) 2050年カーボンニュートラルの第一歩として、2030年までに石炭 火力発電のフェーズアウトが求められていること	41
5 原告らの権利侵害	43
(1) 地球温暖化による気候・気象被害は既に現実であり、切迫していること	43
(2) 伝統的人格権の侵害	43
(3) 平穏生活権（安定気候享受権）の侵害	44
第5 権利侵害が受忍限度を超えること	45
1 受忍限度論の適用場面および判断枠組み	45
2 CO ₂ 排出による人格権侵害が受忍限度を超え違法であること	45
(1) 被侵害利益の性質と内容	45
(2) 侵害行為の態様と侵害の程度	46
(3) 侵害行為の継続期間	48
(4) 地域性	48
(6) 被害防止措置の履行可能性がないこと、または将来適切に履行される担保 がないこと	49
(7) 公共性、公益性を欠くこと	49
(8) CO ₂ 排出削減に係る国際的・国内的な公序の形成とこれに基づく事業者 のCO ₂ 排出削減義務	50

3	平穩生活権侵害とリスクの不合理性	51
	(1) PM2.5による健康平穩生活権とリスクの不合理性	51
	(2) 平穩生活権とCO2排出による不合理なリスク	52
第6	他の石炭火力発電所の運営事業者との共同不法行為と被告神戸製鋼らの差止義務	52
	1 CO2排出の違法性を理由とした請求の関係	52
	2 被告神戸製鋼らと他の排出源（石炭火力発電所等）の運営事業者らとの共同不法行為として、他の排出源も含めた排出総量について連帯して責任を負うこと	53
	(1) 他の新設大型石炭火力発電所との連帯責任（強い関連共同性）	53
	(2) 他の石炭火力発電所との連帯責任（弱い関連共同性）	55
	(3) 連帯的差止の要件と効果	56
	3（予備的請求）他の石炭火力発電所の運営事業者との関係で被告神戸製鋼らの排出割合に基づく、割合的な削減義務を負うこと（分割的差止義務）	57
	(1) 割合的な削減義務	57
	(2) 被告神戸製鋼らが2040年までに順次削減すべき排出量	58
第7	被告関西電力と神戸製鋼の関係と、被告関西電力が負う発電指示の差止義務	59
	1 被告関西電力と被告神戸製鋼らの行為の関連共同性	59
	(1) 契約に至る経緯（火力電源入札など）	59
	(3) 地球温暖化対策との関係	61
	(4) 被告関西電力と被告神戸製鋼の行為の関連共同性	62
	(5) 被告関西電力の発電指示の差止義務	63
	2 被告関西電力への差止請求の利益	63

第1 請求

1 主位的請求

- (1) 被告コベルコパワー神戸第二に対する請求

被告コベルコパワー神戸第二は、新設発電所を建設してはならない

- (2) 被告神戸製鋼及び被告コベルコパワー神戸第二に対する請求

被告神戸製鋼及びコベルコパワー神戸第二は、新設発電所を稼働してはならない

- (3) 被告関西電力に対する請求

被告関西電力は、被告神戸製鋼および被告コベルコパワー神戸第二に対し、新設発電所の発電の指示をしてはならない

2 予備的請求

- (1) 被告神戸製鋼及び被告コベルコパワー神戸第二に対する予備的請求

被告神戸製鋼及び被告コベルコパワー神戸第二は、別紙1の「期間」に記載の各期間に、新設発電所を稼働させ石炭を燃焼させることにより、新設発電所から、別紙1の「二酸化炭素排出量」に記載の量を超えて、大気中に二酸化炭素を排出してはならない

(上記は、前記主位的請求(2)に係る予備的請求である。)

- (2) 被告関西電力に対する予備的請求

被告関西電力は、新設発電所に同発電所から排出される排ガス中から二酸化炭素(CO₂)を回収・貯留する設備が設置されていないときは、被告神戸製鋼および被告コベルコパワー神戸第二に対し、別紙1の「期間」に記載の各期間に、新設発電所について、別紙1の「発電通告量」に記載の量を超えて、発電量の通告をしてはならない

(上記は、前記主位的請求(3)に係る予備的請求である。)

第2 請求の前提となる権利、差止請求権の発生根拠

1 伝統的人格権

(1) 人格権、特に生命・身体に関する人格権

人格権とは「人間の尊厳に由来し、人格の自由な展開および個人の自律的決定の保護を目的とするとともに、個人の私的領域の平穩に対する保護を目的とする権利である。」(潮見佳男「不法行為法I」(第2版)194頁・甲A61)。
このような人格権からは、生命・身体・健康・自由・名誉・プライバシーなどに関する多様な権利が派生する。

その中でも特に生命・健康に関して、大阪空港事件控訴審判決(大阪高判昭和50年11月27日判時797号36頁)は、「およそ、個人の生命・身体の安全、精神的自由は、人間の存在に最も基本的なことがらであつて、法律上絶対的に保護されるべきものであることは疑いがなく、「個人の生命、身体、精神および生活に関する利益は、各人の人格に本質的なものであつて、その総体を人格権ということができ、このような人格権は何人もみだりにこれを侵害することは許されず、その侵害に対してはこれを排除する権能が認められなければならない。」としている(他に神戸地判平成12年1月31日判時1726号20頁、名古屋地判平成12年11月27日判時1746号3頁。さらに最判平成7年7月7日民集49巻7号2599頁(国道43号線訴訟)も、人格権が差止訴訟の根拠となりうることを認めた大阪高判平4年2月20日判時1415号3頁の立場を黙示的に是認している)。人格権に基づく妨害排除請求という効果に対する要件としては、①人格権の保有、②人格権、特に生命・健康に対する侵害または侵害の蓋然性ないし具体的危険(※被告は否認している)、③(受忍限度を超える)違法性(※被告は争っている)が挙げられ、本件では②③が主たる争点である。

(2) 人格権侵害の蓋然性(具体的危険)について

②の人格権侵害の蓋然性(具体的危険)については、一般に、被害発生の高

度の蓋然性があること、あるいは人格的被害が現実化することが差し迫っていることを意味する。

しかし、第1に、加害行為と損害発生との事実的因果関係において、時間的切迫性は必要条件ではない。継続的な加害行為（石炭燃焼による大量のCO₂排出の長期継続）による漸進的被害については、加害行為（大量排出行為）が大気内でのCO₂濃度の上昇に寄与することは疑いがなく、そのことを通じて気候変動の状況が確実に悪化し、すでに現実化している原告らの気候変動による被害がさらに漸進的に着実に現実化し、悪化していく。これは急性疾患に対比される慢性疾患に例えることができる。このような場合も、排出行為後はもはや加害行為による因果の流れを止めることができない以上、被害発生の切迫性が認められる（オランダ最高裁判決、甲Cクー1、2を参照）。

気候変動における被害は、意図的なCO₂の排出行為によるCO₂の空間的・時間的累積により、長期にわたる着実な被害の発生、累積、多発化、巨大化が進むという特徴をもつ。長期的・継続的に深刻化する蓄積型被害があるとき、その被害を回避する合理的な方法は、できるだけ早い段階において原因行為を除去ないし抑制することである。対策の実施のために、被害の累積や顕著な悪化を待つ必要性はなく、また待つべきではない。特に、ティッピングポイントと言われるドミノ倒し的な不可逆的な被害（たとえば、グリーンランドや南極の大陸上の氷の大量融解など）の連鎖の発生時点を超えてから排出を抑制してももはや取返しはつかない。ティッピングポイントという不確実であるけれども破局的な局面に向かってCO₂の大気中濃度は上昇を続けており、それを原因として気候変動はすでに大規模にかつ確実に被害が広がっている状況にあるのだから、化石資源を燃焼させてのCO₂の長期・大量排出行為と予期される被害との間に切迫性が肯定されるべきである。

また、第2に、原告らは、CO₂大量排出の加害行為については、被告神戸製鋼らの本件石炭火力発電所からの排出という単独の侵害行為と、ほぼ同時期

に稼働を始めた国内の大型火力発電所からの排出を加えた集団的排出という共同排出の侵害行為の双方について、差止の前提となる行為として主張している。したがって、前者だけでももちろん具体的危険性が肯定されるべきであるが、後者も考慮すれば、加害と損害発生 of 具体的危険はより明確に肯定されるべきである。

第3に、排出行為と生命・健康に関する被害発生 of 蓋然性 of 立証責任について、原告らの立証負担 of 軽減が認められるべきである。この立証責任は、終局的には原告らが負うが、原告らが排出行為によって原告らの生命・健康に関する被害発生 of 相当程度 of 可能性があることを立証した場合、被害発生 of 蓋然性が事実上推定され、被告らにおいて、自らの排出行為による被害発生 of 蓋然性がないこと、あるいは共同排出による被害発生について被告らの寄与が無いか著しく小さいことを立証（反証）すべきである。これは、環境に対する重大な負荷をかけているのは被告側であるとともに（公害対策や被害回復は汚染原因者が行うことが公平で効率的だとする原因者負担の原則からの帰結）、排出や排出抑制に関する情報（技術、予算、計画を含む）を被告側が有しているからである（証拠への距離、衡平性）。

また、本件で被告神戸製鋼らは、年間約692万トンものCO₂を、新設発電所で化石燃料である石炭を燃焼させて排出し続けることを認めている。また、新設発電所と同規模程度 of 、全国13か所 of 新規ないしリプレイスによる石炭火力発電所から、年間合計5000万トンを下らない量のCO₂を、これらの発電所における石炭の燃焼によって排出し続けることを被告らは知っている。化石燃料によるCO₂が大気中のCO₂濃度の上昇に寄与することは明らかであるから、被告らにおいて、その排出によっても、気候変動に何ら影響を与えないか、無視しうる程度 of 寄与しかないこと（ひいて原告らの生命・身体に実質的に何ら影響を与えないこと）を立証（反証）すべきである。

(3) 受忍限度を超える違法性

生命・健康に対する侵害や侵害の具体的危険については、それを被害者において受忍する義務はなく、原則として違法である。

したがって、PM_{2.5}という有害物質による原告らの生命・健康の侵害または侵害の蓋然性があれば、③違法性の要件は満たされる。

CO₂についても、それが原告らの生命・健康に対する具体的危険である以上、受忍限度論は適用されないのが原則的な考え方である。しかし、以下の理由によって、原告は、差止のための（強度の）違法性の根拠として、CO₂については受忍限度を超える違法な排出があることを主張する。

第1に、CO₂の場合、それが原告らに到達したとしても、ただちに生命・身体に対する被害が生じ、または生じる高度の蓋然性がもたらされるのではない。また、逆に、原告らに直接到達せずに大気中に拡散したからといって原告らに被害をもたらさないのではなく、まさに、そのことによって大気中のCO₂濃度が上昇して、一定の時間的経過の中で原告らに被害をもたらす。CO₂については、排出⇒到達という有害物質の曝露モデル（直接的な侵襲モデル）は妥当しない。

第2に、CO₂は、人が生活し、産業活動を展開するうえで誰もが小なり必ず排出するものである（ただし生態系内で、炭素を含む食べ物の体内消費を通じて呼吸を通じてCO₂を排出する行為は、生態系を通じた大気内での炭素循環が行われているだけであって、違法性の問題は生じない。抑止対象となるのは、何億年もかけて蓄積された太陽エネルギーが化体した化石資源を掘削し、燃焼させて大量にCO₂を大気に放出する人為的な行為である）。その中で、気候変動のこれ以上の悪化の抑止という世界中の共通目標（法的な目標でもある）との関係で、特に優先的に抑止されるべき類型の行為が社会通念上、（強い）違法と評価されるのである。

そこで原告らは、差止対象となるCO₂の排出については、被告らの排出行為が他の排出主体による排出と異なり、社会通念上、受忍限度を超え、特に（差

止を正当化するだけの強度の) 違法と評価できると主張する。すなわち、(ア) 被侵害利益の性質、(イ) 加害行為の主観的・客観的態様、(ウ) 加害と被害の彼此相補性、(エ) 加害行為の公共性・公益性、(オ) 加害行為の代替策の可能性や被害防止の努力の程度等を総合評価する場合、被告らのCO₂の排出行為は、受忍限度を超え、違法である。

(4) 本件における伝統的人格権の侵害 (概要)

ア PM_{2.5}による人格権侵害

本件では、PM_{2.5}についての最新の疫学調査では、低濃度であっても健康被害の発生が肯定されている。その結果、PM_{2.5}については閾値がないとされている。また、新設発電所から排出され、あるいは大気中で二次生成されるPM_{2.5}は原告ら周辺住民に到達することが予想されている。

これらから、原告らのPM_{2.5}による曝露と健康障害の発生が事実上推定される。にもかかわらず、被告神戸製鋼らは、PM_{2.5}の原告らの居住地域における拡散・到達の調査、予測、評価を行わない。

したがって、PM_{2.5}に関して、人格権に対する具体的危険が事実上推定され、原告ら的人格権侵害による差止請求が認められるべきである。

イ CO₂排出による人格権侵害

CO₂については、すでに気候変動の激化は始まっており、原告らもその影響を受けているところ、被告らのCO₂の長期大量の排出行為は、大気中のCO₂濃度の上昇に確実に寄与し、気候変動の悪化を通して、原告らの生命・健康に対する長期にわたる着実に漸進的な被害の現実化に寄与する。

しかも、パリ協定のもと、日本政府自体が2030年CO₂の46%削減、2050年ゼロエミッションを国家目標とし、被告らが環境影響評価において国家目標との整合性を事業存続の前提としている以上、本件石炭火力発電所によるCO₂の大量排出は社会通念上、受忍限度を超え違法である。

したがって、CO₂に関して、被告らの本件石炭火力発電所の建設・稼働

によって、原告らの生命・健康に関する人格権侵害の具体的危険があるから、人格権に基づく差止請求権が認められるべきである。

2 平穩生活権の権利性

(1) 平穩生活権の多様性

伝統的人格権から派生した人格権として平穩生活権がある。

人格権が個人の私的領域の平穩に対する保護を目的とする面があることから、人格権の中から「私的生活領域の平穩」を守る権利としての平穩生活権が観念される。判例でも、その内容として次のような権利に基づく損害賠償や差止の法理が発展してきた（一般論ではこれを認めつつ当該事案では否定したものを含む）。

①プライバシー侵害から私生活の平穩を守る権利（東京地判平成10年11月30日判時1686号69頁など）、②騒音被害から平穩で安全な生活を営む権利（横田基地騒音被害に関する東京高判昭和62年7月15日判時1245号3頁など）、③近隣における暴力団事務所としての建物利用によって生命、身体の安全を侵されることなく、平穩な生活を営む権利（大阪高判平成5年3月25日判時1469号87頁）、④廃棄物処分場から滲出する有害汚染物質による飲料水の汚染等に関して、適切な質量の生活用水、一般通常人の感覚に照らして飲用・生活用に供するのを適当とする水を確保する権利（仙台地決平成4年2月28日判時1429号109頁）、⑤遺伝子組み換え等バイオハザードのある実験施設についての生活平穩権（水戸地土浦支判平成5年6月15日判時1467号3頁）、⑥葬儀場、火葬場などの嫌忌施設によって平穩な生活権が侵害されない権利（最判平成22年6月29日判時2089号74頁、原審大阪高判平成21年6月30日、一審京都地判平成20年9月16日）、⑦原子力発電所故による放射線被ばくのリスクに曝されない平穩生活権（前橋地判平成29年3月17日判時2339号3頁など多数）、⑧建物解体に伴うアスベストに曝露されない平穩生活権（神戸地判平成31年4月16日（LEXD

B 25563012)などである。

(2) 健康リスク型平穩生活権の要件・効果

これら多様な平穩生活権のうち、本件で問題とする平穩生活権は、生命・身体・健康と結びついた平穩に関する権利としての平穩生活権である（「健康リスク型平穩生活権」ともいわれる。大塚直「平穩生活権概念の展開—福島原発事故訴訟諸判決を題材として」・甲A62）。健康リスク型平穩生活権は、単なる不安感や危惧感ではなく、生命、身体に対する侵害の危険が、一般通常人を基準として深刻な危機感や不安感となって精神的平穩や平穩な生活を侵害していると評価される場合に、人格権の一つとして差止請求権を認める近年発展してきた権利である。

差止要件としては、①施設の稼働によって排出されるガス（PM_{2.5}やCO₂など）によって、不可逆的または深刻な生命・健康への侵害発生のリスクが一定の集団に発生していること、②原告らがその集団に属していること、③原告らが施設稼働によるリスクにさらされることで、日々生活上の不安・恐怖感が生じており、それが一般通常人を基準としても平穩な生活を損なう不安・恐怖感であること、を主張・立証すればよい。①に関しては、原告は生命、身体に対する具体的危険（個別の生命、身体の侵害や特定の疾病発症の蓋然性）まで主張立証する必要はないが、そのリスクを客観的に主張立証しなければならない。

それに対して、被告は、④不合理なリスク（許容できないリスク）がないこと（逆にいえば許容できるリスクであること）について立証責任を負う（抗弁として許容できるリスクについての評価根拠事実を主張立証する。）（大塚直「環境民事差止訴訟の現代的課題」548頁以下）。それに対して、⑤原告は、再抗弁として許容できるリスクであることについて評価障害事実を主張立証する。

④でいう不合理なリスクとは、社会通念上、予防原則を踏まえて防止することが適切と考えられているリスクを言う（大塚直「不法行為・差止訴訟におけ

る科学的不確実性（序説）」 821頁参照）。

①から④⑤すべてが争点となるが、リスクは個別の住民に高度の蓋然性をもって疾病の発症をもたらすものではないから（そうであれば伝統的人格権の侵害となる）、差止の要件を満たすうえで、①のリスクの客観的評価とともに、④⑤のリスクの不合理性（規範的評価）が特に争いとなる。受忍限度における総合判断と同様にそれは規範的な総合判断の対象である。口頭弁論終結時における当該行為が持つリスクに対する社会通念上の許容性を中心に、リスクをもたらす行為の性質、リスクが現実化したときの被害の不可逆性・重大性、リスクをもたらす行為の公共性や社会的有用性、立場の交換性（彼此相補性）、リスクの（さらなる）低減のための対策の有無と程度などの考慮を行うべきである。

その際、行為について行政の許認可等がある場合（公法基準の遵守）、その行為が許可時点で公法的な適法性を有していたことは、私法上も許されたリスクであることを裏づける一要素となりうることは否定しない。しかし、仮にそうだととしても、そのことがただちに私法上の適法性を意味しないことは、過去の公害判例での扱いと同じである（公害の判例においても、事業自体は公法的な違法操業ではないとされ、公法私法二分論がとられてきた）。また、公法上の判断基準時は、処分時であり、私法上の判断時は口頭弁論終結時という判断基準時の違いがあるから、行為のリスク評価の基準も異なる。

(3) 伝統的な人格権と平穏生活権との保護法益と効果の違い～権利・利益の明確性と固有性

人格権侵害における保護法益は、個人の尊厳に基づく個別主体（被害者）の生命・健康について的人格権である。人格権に基づく差止の侵害要件としての「具体的危険」については、保護法益である人格権（生命・健康）に対する侵害の切迫性や侵害が生じる高度の蓋然性がある場合を指し、それが差止の可否を決する基準として機能する。そこでは具体的危険に及ばない抽象的危険は、その危険レベルが相当程度に高い場合であったとしても、具体的危険と評価さ

れなければ差止の要件を満たさない。

他方、平穩生活権の保護法益は、潜在的被害者が有する、生命・身体に結び付いた不合理なリスクに対する生活上の不安・恐怖という精神的人格権ないし人格的利益である。すなわち、侵害者の行為を通じて、侵害者と被害者との間にある生活環境が侵害者からの環境への負荷によって恒常的に悪化し、そのことによって生じる生活上の不安・恐怖という精神的人格権を保護法益とする。

保護法益の違いから、それに対する侵害要件も異なる。平穩生活権の侵害は、生命・身体に対する具体的危険を必要条件としない。人為的に、不可逆または深刻な損害が生じうる不合理なリスクが既に存在するか、施設の将来の稼働等を通じてそのリスクが発生する高度の蓋然性があれば、平穩生活権の侵害ないし侵害の高度の蓋然性があることとなり、差止の要件を満たす。

このように平穩生活権による差止請求は、その侵害の事実または将来その侵害が高度の蓋然性をもって予測される場合にのみ差止を認める点では、権利侵害ないし権利侵害の蓋然性をもって差止を認める伝統的な枠組みを守っている。しかし、加害行為から現実の被害発生という因果の流れの中で、被害発生ないし被害現実化の具体的危険よりも前の段階における精神的人格権の侵害を認めることで、差止可能な因果関係の帰着点を前倒しする機能を有するものである。その機能は平穩生活権による差止の効果にも影響する。平穩生活権侵害による差止の効果は、伝統的人格権侵害の場合と異なり、本質的に一時性（暫定性）ないし条件性を有することにならざるを得ない。平穩生活権は単なる主観的な危惧感・不安感ではなく、客観的なリスクに応じた通常一般人を基準とした精神的人格権である。しかし、通常一般人を基準とするがゆえに、社会通念上許容されるリスクについては通常一般人としても許容することが内包されている。したがって、平穩生活権による差止については、リスクの性質と程度が十分に解明されていない場合においては、必要な調査を尽くすまでの暫定的差止となる（大塚直「不法行為・差止訴訟における科学的不確実性（序説）」・甲63の

821頁)。また、客観的リスクが社会通念上の許容できるリスクを超えていたとしても、そのリスク削減への措置が予定されている場合には、社会的に許容できるリスクのレベルまでの排出削減ないし曝露防止という条件付の差止となる。他方、伝統的人格権侵害は、生命・健康に対する切迫した侵害行為は、全て終局的かつ永続的に差止められる。このように両者には、差止の効果の違いがある。

(4) 人格権侵害の「具体的危険」と平穏生活権の「侵害」をもたらすリスクの性質の違い～平穏生活権に対する侵害の客観性

平穏生活権に関しては、その主観性ゆえに侵害の「客観性」が無い、あるいは侵害の客観性がないために濫訴を招きかねないと批判されている。

しかし、平穏生活権に基づく差止めは、単に個別の保護主体に対する具体的危険に及ばなかった抽象的リスクをそのまま平穏生活権に転用して差止を求めているのではないし、単なる主観的不安をもって侵害要件を満たすとしているのでもない。

たとえば、特定の個人に向けられた暴力行為が行われようとしているとき、暴力行為が行われる具体的危険性までは無いにもかかわらず、「暴行されるかもしれない」という主観的な不安がある場合になお平穏生活権の侵害として差止を請求できるか、というと、それは否定される。当該潜在的被害者についての暴力行使の高度の蓋然性がなく、その可能性があるだけであれば、人格権侵害はもちろん、健康リスク型平穏生活権の侵害ともいえず差止は認められない。平穏生活権侵害に結び付くリスクは、下記のとおり、一定の性質をもった特殊なリスクでなければならない。

健康リスク型平穏生活権において差止を認める原因事実となるリスクは、本質的に、集団的・社会的リスクであって、疫学や統計学などの科学的手法によって検証される一定範囲の曝露集団に対して生じる科学的に有意なリスクである。そこでは、科学的に一定の確率でその集団内の誰かに被害が現実化するこ

とが数的に計算されているか、そこまで明確にシミュレーションされていなくても、専門的かつ客観的に同定できるリスクをいう。つまり集団的に見た場合に、一定時間内に、集団を構成する誰かに一定の被害（エンドポイント）が現実化することが科学的に予測されているリスクを指す。

たとえばPM_{2.5}における今後の年次経過による早期死亡者の予測がそれにあたる（甲B22の1、B22の2）。CO₂排出においては、IPCCによる気候変動の予測は、大雨、暴風雨の激化、高温化、水面上昇等による人類に対する集団的被害が確実に生じることを科学的に予測している（詳細は後述）。

しかもその曝露集団が大きければ大きいほど、社会的・空間的に見た被害の総量は巨大となり、またその侵害の影響が長期に及べば及ぶほど、時間的に見た集団内で生じる累積的な被害は巨大となる。加えて、その被害の性質が社会集団に対して不可逆的であればあるほど、そのリスクをもたらす行為はより影響が小さい段階、つまりより早い段階でその程度に応じて抑止されるべきことになる。つまり、ここでのリスクはその個人だけに固有のリスクではなく、社会的な集団リスクであることを特徴としている。社会的・集団的リスクは、そのリスクが被害として社会内で現実化することは、不確実性の中で一定の幅をもちつつも予測されている。ただし、それがいつ、誰に現実化するかまで確定することはできないというリスクである。かといって放置すれば社会的に誰かに犠牲が生じるために、それを抑止・抑制する必要があるリスクなのである。それに対して、上記で例としてあげた「その加害者と潜在的被害者との関係性から、もしかしたら、加害者による暴行が実行されるかもしれないという不安」では、そのリスク・蓋然性を集団的・科学的に把握することはできず、個別状況的な事実判断に委ねるしかない。つまり、その人にとっても社会にとっても被害の現実化自体が不明という性質のリスクなのである（集団的リスクとしての客観性と個別リスクとしての不確実性の違い）。

集団的なリスクの場合、集団の各構成員が共通して負っているリスクは、個々

人に対する発生頻度（確率）は、具体的危険のレベル（たとえば80%）を下回るものの、構成員が形成する曝露集団全体の中においては、予測される発生頻度に応じてリスクがハザードとして現実化し、誰かが現実の被害を受けるということが客観的に予測されている。そのリスクを社会的に許容できるかどうかは違法性の問題である。社会的に許容できない不合理なリスクは、違法と評価され、平穩生活権との関係では、権利侵害の客観的根拠事実となり、事前に抑止されなければならない。

(5) 平穩生活権の権利主体の明確性・権利としての個別性

平穩生活権については、1970年代に主張された環境権との対比によって、権利主体の拡散による権利の帰属対象主体の不明確性があると批判される。また、主張される権利自体の個別性（公益との区別）も問題とされている。

権利の帰属主体については、問題となっている環境リスクの曝露集団に属する個々人が権利主体である。曝露集団が（4）で述べたように、その集団内においてハザードが現実化する客観的なリスクを負っているとき、その構成員は、そのハザードを負う者になりうる生命・健康リスクを有意なレベルで客観的に負っており、そのことに基づき、通常一般人を基準とした生命・健康に直結した不安という重大な人格的利益が侵害されているのである。曝露集団の特定とその集団内で構成員が負うリスクの評価を行うことは科学的に可能である（権利主体の明確性）。

その場合、その個人は、自分の命や健康を失う客観的可能性があるという意味での「自らが負う個別のリスク」からの自由、自らが負うリスクの現実化の早期抑止を主張しているのであり、集団の他の構成メンバーと共通する権利・利益を主張していることは事実であるが、他人の権利・利益を直接に援用しているのではない。また、あくまでも、自己固有の精神的人格権または人格的利益を主張しているのもであって、集団内での被害者一般を無くす・減らすという公衆衛生一般ないし公益の保護を直接に主張しているものではない（個別の権

利・利益の主張)。

この点に関して、曝露集団中でいつか誰かに被害が現実化するとき、被害が現実化する者が、伝統的な人格権侵害の高度の蓋然性によって差止請求をすることが事前に認められるはずである。ところが、集団的な曝露とそれによる確率的な被害の発症という場合、リスクの性質上、その被害者を事前（排出時ないし曝露時）に特定することは不可能である。そのため、当該リスクを負う集団に帰属する者であれば、リスクが顕在化して現実の被害を負う者と同じリスクを負っている者として、差止請求権を有すると解すべきである。ただし、集団全体に対する共通するリスクの低減によって精神的人格権を保護することが平穩生活権による差止の目的であるから、前述したように、差止は一時的ないし条件的なものとなりうる（人格権による差止との差異）。

3 清浄な空気のもとで持続的に健康で平穩に生活する権利

原告らは、平穩生活権の一種として、清浄な大気のもとで持続的に健康で平穩に生活する平穩生活権（略して健康平穩生活権）を有する。

大気汚染物質、特にPM_{2.5}には、閾値がないとされており、低濃度曝露であったとしても、ぜん息などの呼吸器系疾患のみならず、循環器系疾患など命に係わる重大な疾患に罹患する確率を有意に上昇させる。したがって、PM_{2.5}に曝露して健康リスクを負うものは、大気汚染物質からの重大な健康リスクに曝されないという平穩生活権を有する。

本件では、PM_{2.5}については閾値がないとされ、本件の新設火力発電所から排出されあるいは大気中で二次生成されるPM_{2.5}は、原告ら周辺住民に到達することが予想されている（甲B21の1、B21の2）。それを前提にした原告らのPM_{2.5}についての拡散および健康被害予測調査では、本件新規発電所周辺の住民らについては、PM_{2.5}への曝露レベルが低濃度であっても、曝露集団内における長期的な健康被害の発生が肯定されている（甲B22の1、B22の2）。

すなわち、①被告神戸製鋼らが排出するPM_{2.5}は、周辺住民らに対して、本件発電所から一次生成、二次生成されるPM_{2.5}曝露からの健康リスクを有意に上昇させるものであること、②原告らは健康リスクを負う曝露集団に含まれていること（なお、特に若者や年少者は今後の長期間の曝露を前提に相対的により高いリスクを負っており、また高齢者はより脆弱な健康状態を基礎としてより短期間の曝露であったとしてもやはり相対的に高い健康リスクを負っていること）、③原告らは、PM_{2.5}等の排ガスに含まれる有害大気汚染物質による、一般通常人を基準としての強い健康不安を抱いていること、④被告らの排出行為は、疫学的な評価や基準に照らしても不合理なリスクを原告らにもたらすことが認められるから、原告らの健康平穩生活権が侵害されている。

しかし、被告神戸製鋼らは、PM_{2.5}に関して一次生成される排出されるPM_{2.5}はもちろん、ばいじんやSO_x、NO_xの排出を前提とした二次生成されるPM_{2.5}への住民の曝露と発症可能性についての調査（自社の既存の発電所の運用と周辺のPM_{2.5}の実測値を使った調査が可能である）、予測（モデル計算）、評価を行っていない。つまり、被告神戸製鋼らは、PM_{2.5}について周辺住民の長期曝露による集団的な健康リスクについて、十分な科学的根拠をもってその健康リスクが社会的に許容されるリスク内に留まることについて調査、説明を尽くしていないため、原告らの健康平穩生活権侵害の違法性を否定できない。

そのため、PM_{2.5}についての環境影響評価（二次生成を含めたPM_{2.5}の拡散シミュレーションと周辺曝露人口に対する健康影響評価）が行われていない以上、原告の平穩生活権侵害を根拠として差止が認められるべきである。

4 CO₂に関する平穩生活権（安定気候享受権）

原告が主張する安定気候享受権は、石炭燃焼に由来する大量のCO₂からの気候変動とそれがもたらす原告らの生命・健康等への不可逆的な被害に晒される可能性がある中で、日常生活においてより安定した気候を享受し、不安や恐怖のない生活を送る権利を意味する。その本質は平穩生活権であるから、以下、平穩生

活権としての差止として概要を説明する（詳しくは後述）。

具体的には、①被告神戸製鋼らが排出するCO₂は、長期的に世界の気候変動の激化に有意に寄与して気候変動のリスクを高め、その結果、世界の市民の生命・健康・財産への気候変動による権利侵害のリスクを高めること、②原告らはそのような気候変動のリスクを負い、被告らが排出するCO₂によって上昇するCO₂濃度に曝露される集団に含まれており、特に若年者や高齢者はより高いリスクを負っていること、③原告らは、被告らのCO₂の大量・長期にわたる排出による気候変動への寄与を通じて、生命・健康・財産へのリスクが高まることについて、一般通常人を基準として合理的な不安を抱いていること、⑤（再抗弁も併せて）被告らの排出行為は、パリ協定下の気候変動抑止のための国際的な秩序（それに基づく国内秩序を含む）に反する不合理なものであること、などから、被告の本件施設稼働によるCO₂排出行為は、原告らの有する平穏生活権の一種としての安定気候享受権を侵害している。

なお、人格権侵害において問題となった受忍限度論については、平穏生活権侵害においては、権利侵害における不合理なリスクかどうかにおいてその要素が考慮される。そのため、平穏生活権侵害においては、不合理なリスクと評価しうるかどうかとは別に、改めて受忍限度について論じる意味は無い。

（以上につき、準備書面（2）、（9）、（23）を整理しつつ、修正・補充を行った）。

第3 大気汚染による権利侵害

1 概要

PM_{2.5}は、大気拡散モデルを用いることによって、原告らの居住地周辺への到達を予測することができる（甲B21の1、甲B21の2）。また、PM_{2.5}による健康影響は、閾値がない低レベルでの曝露についても疫学的知見の蓄積により十分に解明されている（甲B1～甲B5の2、甲B11の1～甲B18の2、甲B23）。

にもかかわらず、PM_{2.5}そのものについて、被告神戸製鋼らは、新設発電所からの拡散や健康影響について、調査、予測、評価を行っていないし、PM_{2.5}のデータそのものを用いた反論も行わない。

かかる場合、原告らのPM_{2.5}への曝露による生命・健康の侵害という人格権侵害の高度の蓋然性が事実上推定されるというべきである。

仮に人格権侵害の具体的危険性が認められない場合としても、原告が提出した大気拡散モデル及び疫学的知見から、新設火力発電所から排出されるPM_{2.5}が原告らの健康被害を引き起こす危険性（リスク）が客観的に存在し、その危険性は、社会生活上受忍すべき限度を超えるものであるから、原告らの平穩生活権に基づく差止請求が認められるべきである。

2 新設発電所から排出されるPM_{2.5}の毒性と健康影響

(1) PM_{2.5}は、疫学的知見から、短期曝露、長期曝露ともに健康影響があることが判明している（甲B 1～甲B 5の2、甲B 11の1～甲B 18の2、甲B 23）。具体的には、短期曝露は、死亡、循環器系への影響（虚血性変化、不整脈、心拍変動等）、心室性不整脈、血栓リスク等を引き起こす（甲B 1、甲B 3、甲B 4、甲B 23）。長期曝露は、死亡、循環器系への影響、発がん、中枢神経システムへの影響（脳の形態学的変化、認知力低下、認知症、自閉症スペクトラム障害）を生じさせる（甲B 1、甲B 5、甲B 23）。特に、小児（甲B 3）、高齢者及び呼吸器系・循環器系の疾患を有する者は、大気汚染による健康影響を受やすい。

(2) PM_{2.5}の疫学研究は、PM_{2.5}に係る環境基準の告示日（平成21年9月9日）以降、急速に進展しているところ、PM_{2.5}による健康影響は、低濃度のPM_{2.5}に曝露した場合でも生じることが近時の研究から明らかになっている（甲B 3、甲B 23）。長期曝露では、8 µg/m³前後の平均濃度であっても、死亡や疾病との有意な関係が認められている。短期曝露についても、循環器や呼吸器の症状で緊急搬送されるリスクが8 µg/m³前後の濃度で報告さ

れている（甲B23）。

PM2.5の曝露量と健康との量反応関係は、線形で閾値がなく、微量の曝露であっても、健康影響を引き起こし、曝露量に応じて健康被害が増幅することも判明している（甲B23）。

PM2.5による健康影響は、環境基準（1年平均値が15 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であり、かつ、1日平均値が35 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であること）以下の曝露であっても生じる。環境基準策定後、疫学研究の進展や諸外国での規制の進展があるにもかかわらず見直しがされていないことは、「常に適切な科学的判断が加えられ、必要な改定がなされなければならない」ことを定めた環境基本法16条3項に環境基準が反した状態にある。必要な改訂が施されていないことは、他の大気汚染物質の環境基準についても同様である。したがって、環境基準は、PM2.5による健康影響を否定する基準ではない。

3 新設発電所からのPM2.5の排出・原告らの居住地への到達

- (1) 火力発電所の燃料の燃焼に伴い発生する排気ガスには、燃料の性状に応じて、ばいじん、窒素酸化物（NO_x）、硫黄酸化物（SO_x）等の大気汚染物質が含まれる。

本件の新設発電所は、石炭の燃焼に伴い、PM2.5（一次生成粒子）を含んだばいじんを排出する。また、本件新設火力発電所は、NO_x、SO_xを排出し、これらが大気中の光やオゾンと化学反応することにより、粒子化し、PM2.5（二次生成粒子）が生成される。原告らが依頼したエネルギー・クリーンエア研究センターの主席アナリスト作成の報告書（以下「報告書1」という。甲B21の1、2）は、二次硫酸塩粒子と硝酸塩粒子が全PM2.5の大部分をつくることを示したものであり（同2・20頁）、この二次生成の経路は、本来、石炭火力発電所からのPM2.5汚染の最も重要な寄与である（同2・14頁）。

被告神戸製鋼ら作成にかかる補足説明資料（大気質関係3）（甲7・3頁）に

よれば、既設発電所からは、SO_xが410 t/年、NO_xが745 t/年、ばいじんが116 t/年が排出されているところ、これに加え本件新設火力発電所からは、SO_xが289 t/年、NO_xが601 t/年、ばいじんが80 t/年が新たに排出されると試算されている（設備利用率80%の場合）。SO_xやNO_xは、大気中で化学反応を起こしPM_{2.5}を二次生成することから、二次生成まで考慮すれば、新設発電所の稼働により大量のPM_{2.5}が新たに排出されることになる。

- (2) 報告書1は、大気拡散モデルを活用し、新設発電所から排出される二次生成粒子も含めたPM_{2.5}予測・評価を実施する。報告書1によれば、新設発電所から排出されるPM_{2.5}は、原告らの居住地まで到達することが明らかである。

すなわち、報告書1は、環境影響評価書に記載された神戸市、芦屋市、西宮市などのいずれの測定局においても、新設発電所の稼働に伴い、PM_{2.5}濃度が増加し、PM_{2.5}が広範囲に拡散することが予測されるとする（甲B21の2・32～41頁）。新設発電所から北東に5～15 km離れた場所が新設発電所の稼働による大気質への影響を最も受けることが判明している（甲B21の2・13頁）。神戸市内では、PM_{2.5}の日平均値は、現状よりも最大4.09 µg/m³、神戸市内全体の平均では最大1.24 µg/m³増加する（甲B21の2・34頁）。神戸市の年平均PM_{2.5}濃度に対する神戸製鋼の寄与度は、新設発電所が稼働した将来の場合には、現状から60%増加する（甲B21の2・13頁）。

原告らは、神戸市、西宮市、芦屋市に居住しており、いずれも新設火力発電所から排出されるPM_{2.5}が到達する地域に位置する。前記の通り、新設火力発電所は、神戸市、芦屋市、西宮市までPM_{2.5}を拡散するのであるから、新設火力発電所から排出されるPM_{2.5}は、原告らに到達するといえる。

4 原告らへの健康影響の推定

(1) 健康影響予測調査の前提

原告らが依頼したエネルギー・クリーンエア研究センターの首席アナリスト作成の報告書（以下「報告書2」という。甲B22の1、B22の2）は、新設発電所の稼働により生じるPM2.5及びNO2の拡散状況に基づき、住民に対する健康影響を評価する。

PM2.5には閾値は無いが、報告書2では、恒常的に曝露されても無害とされる閾値をあえて5.8 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ と設定し、それを既に超える汚染レベルにさらされている住民についてのみ、新設発電所からのPM2.5への追加的曝露による追加的発症人口（早期死亡者）を疫学的データに基づき計算した。

このように報告書2は報告書1の曝露シミュレーションに基づき、日本における代表的疫学研究と同様の手法・データを用いつつ、低レベル曝露の影響については控え目な推定を行っているものである。

(2) 健康影響評価の結果

報告書2によれば、新設発電所と既設分をあわせて、PM2.5とNO2への曝露により、将来、神戸市内では、95%信頼区間：5－15人の死亡（甲B22の2・14頁表3）をもたらす可能性が高い。2023年の発電所稼働から発電所稼働終了までの期間では、神戸市内で95%信頼区間：90－242人の死亡（同・15頁表4）を引き起こし、稼働開始から稼働終了までの期間において、全体では95%信頼区間：2124－5680人が増加することが予測されている。同報告書は、死亡を推計したものであるが、死亡に至らなくともそのリスクを伴う疾病も、少なくとも死亡と同程度は発生することが推測される。

原告らは、いずれも新設火力発電所から排出されるPM2.5が到達する地域に居住するところ、報告書2に記載された健康被害が生じる曝露集団に含まれることから、PM2.5による健康被害を受ける危険性が存在する。そして、前記疫学的知見によれば、PM2.5の曝露は、低濃度の曝露でも健康影響を

生じ、量反応関係は線形で閾値がない。特に、原告らには、児童及び高齢者が含まれており、PM_{2.5}の健康影響を受けやすい。

5 被告らの主張に対する反論

- (1) 被告神戸製鋼、コベルコパワー神戸第二は、PM_{2.5}の生成機構や健康影響などについて科学的に未解明な点が多く、PM_{2.5}の予測手法も確立していないことから、原告らへのPM_{2.5}の到達、原告らの健康影響が受忍限度を超えるものかを予測、評価することは不可能であり、違法性、因果関係の要件を充足しないと主張する。

しかし、前記疫学的知見の蓄積から、PM_{2.5}の健康影響は解明されていることから、PM_{2.5}の生成機構や健康影響に科学的に未解明な点が多いとの主張は根拠を欠く。また、米国では、2014年（平成24年）以前から、PM_{2.5}の環境影響評価が実施されており（甲B24）、近時は、政府が承認した拡散モデルを利用した二次生成粒子を含むPM_{2.5}の予測・評価を行うことが義務付けられていること（甲B20の1、甲B20の2）、2012年（平成24年）3月、環境省が公表したPM_{2.5}に関する先行的な環境アセスメントのための手法と課題（以下、「手法と課題」という）（甲B24）では、環境省が実施可能なPM_{2.5}の調査・予測・評価手法を公表していること、手法と課題を取り入れた環境影響評価マニュアルを作成した地方自治体が存在すること（甲B25）、本件新設発電所に係る環境影響評価手続以前に、日本国内で、PM_{2.5}の予測・評価を実施した事例が複数存在したこと（甲B26、甲B27）、原告らが依頼した専門家が二次生成粒子を含むPM_{2.5}の予測・評価を実施していること（甲B21の1、B21の2）などの事実から、一定の信用性を有するPM_{2.5}の予測・評価を行うことは可能であり、PM_{2.5}の予測手法は確立していないとの主張は根拠を欠く。

- (2) 被告神戸製鋼、コベルコパワー神戸第二は、PM_{2.5}の原因物質であると目されているSO₂、NO₂及びSPMバックグラウンド濃度と比較して新設発電

所からの排出による大気汚染の影響が極めて小さいこと、神戸市との間で締結した環境保全協定において、環境影響評価の予測値よりも厳しいSO_x、NO_x、ばいじんの排出量（年間総排出量、時間最大排出量）に関する協定値を遵守する旨を約していることから、PM_{2.5}の環境影響は極力抑制されており、違法性、因果関係の要件を充足しないと主張する。

しかし、被告らの主張は、いずれも根拠を欠くものであって、理由がない。

PM_{2.5}の有害性に加え、新設火力発電所付近の地域性に鑑みれば、そのリスクが社会的に許容できるレベルであることを立証できない限り、排出量の多寡にかかわらず、被告らがPM_{2.5}を新規に排出することは許容されない。すなわち、新設火力発電所の近隣地域は、多数の住民が居住し、学校・病院など特に配慮が必要な施設が多数存在する。同地域は、大気汚染防止法、自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法、環境の保全と創造に関する条例に基づく特別な法規制がなされるのみならず、公害防止計画が定められた現に公害が著しい地域（環境基本法17条）に位置する（甲A24の4の6）。加えて、新設発電所の近隣地域は、PM_{2.5}及び光化学オキシダントの環境基準も達成することができていない（甲A24の4の2）。

新設火力発電所が排出するSO₂、NO₂及びSPMによる影響は、極めて小さいともいえない。SO₂、NO₂、SPMは、新設発電所の活動に伴い、いずれも増加する。新設火力発電所は、30年以上の長期間にわたって稼働するから、排出の影響は長期累積的に観察し評価する必要がある。報告書1によれば、本件評価書における予測に用いたモデルとは異なる大気拡散モデルを用いた場合、二酸化硫黄、二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の地上濃度の年平均値（最大着地濃度）が3.0倍～9.5倍となり、地形影響を予測した最大着地濃度が1.3倍～4.3倍になると推算されており（甲B21の2の16頁の表5）、被告らの推定を上回る排出が予測されている。被告らのモデルでは二次生成や地形

が十分に考慮されず、過少評価されている可能性が十分にある（同15頁）。

SO₂、NO₂、SPMは、PM_{2.5}の二次生成粒子の原因物質の一部に留まること、PM_{2.5}は他の大気汚染物質とは粒径、生成機構、発生源、科学的・物理的・生物学的な性質が異なること、PM_{2.5}は他の大気汚染物質は別個の環境基準が設けられていることなどの事実から、他の大気汚染物質の排出量をもってPM_{2.5}の環境影響が抑制されると評価することはできない。

環境保全協定をもって、環境影響が抑制されるとも評価できない。環境保全協定は、事業者と行政との二者間で締結される環境に関する紳士協定にすぎず、法的拘束力を有しない。環境保全協定の履行を法的に強制するための仕組みも存在しない。神戸市との間で締結された環境保全協定は、現状から比べて大気汚染物質（硫黄酸化物、窒素酸化物、ばいじん）の排出の増加を認めるものとなっている（甲B29）。環境保全協定は、旧協定値の製鉄部門排出量をあたかも神戸製鋼の排出既得権のようにみなし、以前よりも排出量が増加するのであり、不断に環境保全を追求するという環境保全協定の趣旨にもとる。環境保全協定では、PM_{2.5}については何ら言及されていない。

6 権利の侵害

(1) 伝統的人格権の侵害

ア 大気汚染物質による人格権の侵害については、従前から認められてきており、被告の排出源からの汚染物質の排出及び原告らへのその到達、当該汚染物質による健康被害の発症の高度の蓋然性があるとき、つまり排出行為による原告らの身体・健康等に対する直接的な侵害がなされる具体的危険があるときには、人格権の侵害があるものとして差止請求が認められる。

イ 上述の通り、本件において、新設発電所からは、その稼働により相当量のPM_{2.5}が排出され、ないし生成され、これが大気中に飛散すること、これらが近隣住民に対して到達することについては疑いがない。

ウ それにもかかわらず、被告らは、PM_{2.5}について、それが可能である

にもかかわらずPM2.5そのものの調査やデータを用いた反証活動は何ら行っていない。すなわち、被告らは、PM2.5の原告ら居住地に対する到達について、その計算を行う米国などで実用されているコンピュータソフトが存在するにもかかわらず、シミュレーションを一切行わない。到達を前提とした短期暴露や長期暴露による健康影響についても予測・評価を一切行っていない。

疫学的知見によっても、低濃度暴露であったとしても、原告らの生命が侵害され、疾病を引き起こす可能性が示され、特に長期的な暴露のもとでの健康障害の可能性が示されている。しかも、原告らには健康上の脆弱性を有する高齢者や児童が含まれている。

このような場合、「新設発電所の稼働により排出・生成され、原告らが曝露するPM2.5によって原告らの個別的被害が生じること」については、事実上の推定が働くというべきである。

しかし、被告らは、これに対するPM2.5のデータを用いた直接の反証活動を行っていない。

エ したがって、新設発電所から排出されるPM2.5によって原告らの身体的人格権の侵害が推定され、差止が認められるべきである。

(2) 健康平穏生活権の侵害

ア 原告らは、新設発電所が排出するPM2.5によって、自らの生命・健康の侵害に対する合理的な危険感・不安感を有するに至っており、新設石炭火力発電所が建設・稼働すると、原告らの平穏生活権が侵害される高度の蓋然性がある。

PM2.5は、量反応関係は、線形で閾値が存在しない特性を有する大気汚染物質である。原告らは、被告らが排出し、あるいは大気中で排出ガスが主たる原因となって二次生成されるPM2.5に曝露するところ、集団レベルでの疫学的因果関係において暴露による発症が有意なレベルで推定される

場合、その集団に属する個人もまた科学的に有意な発症リスクを負っていることが事実上推定される。仮に、集団的因果関係において、個別的因果関係を示す高度の蓋然性までは示されない場合であったとしても、被告の行為が無い場合に比して有意に高い発症リスクが集団的に存し、それによる健康リスクが集団に属する個人にも推定され、かつ被告の行為によって高められた発症リスクを負うことが社会通念上不合理と評価できる場合には、平穩生活権の侵害が肯定される。

イ 原告らが抱く健康被害の危機感・不安感の合理性

新設火力発電所の近隣地域は、多数の住民が居住し、学校・病院など特に配慮が必要な施設が多数存在する。同地域は、特別な法規制がなされ、公害防止計画も定められている。近隣地域は、PM_{2.5}及び光化学オキシダントの環境基準も達成することができていない（甲A24の4の2）。

原告らは、新設発電所から排出されるPM_{2.5}の到達する神戸市、芦屋市、西宮市に居住するところ、PM_{2.5}の曝露集団に帰属する。原告らは、新設火力発電所の存在を容認して居住を開始したわけではなく、後発的に建設される新設発電所により、PM_{2.5}の曝露集団に強制的に帰属させられている。新設火力発電所から排出されるPM_{2.5}の曝露集団は、排出行為がない場合に比して、有意に高い健康リスクが集団的に存しているのであるから、集団に帰属する原告らにも健康リスクが推定される。

新設発電所は、30年以上にわたって稼働するところ、原告らは、PM_{2.5}に累積的に曝露し、長期間にわたって健康リスクが上昇し続ける。

以上から、原告らが抱く新設火力発電所から排出されるPM_{2.5}による健康被害の危機感・不安感は、曝露集団が負う客観的リスクから生じており、一般通常人を基準としても合理的である。

ウ 原告らが健康リスクを負うことの不合理性

原告らが被告らの行為によって高められた健康リスクを負うことは不合理

である。すなわち、PM_{2.5}は、閾値が存在せず、わずかな曝露であっても健康影響を生じさせる物質であることから、新設発電所がPM_{2.5}を排出し、これによって原告らに健康リスクを生じさせること自体が、不合理なリスクである。また、被告らは、大気汚染物質の排出が少ない天然ガスなどの代替手段を検討することなく、石炭を燃料種として意図的に選択し、原告らに不合理な健康リスクを生じさせている。

エ 被告らの反証がなれさていないこと

被告らは、大気拡散モデルを用いて、PM_{2.5}の予測・評価を実施することが可能であったにもかかわらず、PM_{2.5}の予測・評価を行わない。被告らは、疫学的知見によって、原告らの生命が侵害され、疾病を引き起こす可能性が示されているにもかかわらず、これに対する反証活動も行っていない。SPM等による推定はPM_{2.5}の二次生成も含めるとPM_{2.5}に関する立証として代替できない。

オ 小括

よって、原告らは、新設発電所が排出するPM_{2.5}によって、自らの生命・健康の侵害に対する合理的な危険感・不安感を有するに至っており、平穩生活権が侵害される。

(3) 被告らの違法性に関する主張に対する反論

被告神戸製鋼、コベルコパワー神戸第二は、仮に不安を保護法益とする権利を認めうるとしても、行政法規等に違反しており、または公序良俗違反や権利の濫用に該当し、環境汚染の態度や程度が特別顕著なものであるなど、当該態様程度が社会的に容認された行為としての相当性を欠くといえる場合にのみ、違法と評価される余地を認めうると主張する。

しかし、被告神戸製鋼、コベルコパワー神戸第二は、国立マンション訴訟（最高裁平成18年3月30日民集60巻3号948頁）などを参考に、いわゆる受忍限度論とは異なる前記規範を定立するにすぎない。同判例は、権利性が認

められない景観利益が問題となったことから、権利と利益の法的保護の違いに応じて、受忍限度論とは異なる違法性の判断枠組みを採用したにすぎない。本件は、原告らの生命・身体という重要な権利と結びついた平穏生活権の侵害が問題となることから、景観利益に係る同判例の射程が及ばない。

よって、被告神戸製鋼、コベルコパワー神戸第二の主張は、採用することができない。なお、平穏生活権をめぐるリスクの不合理性に関しては、受忍限度論と内容が重複するため、そこで再論する。

第4 温暖化による権利侵害

1 新設発電所からのCO₂排出量は莫大であること

(1) 新設発電所からの年間CO₂排出量の規模

新設発電所は、燃料として用いる石炭を燃焼させることにより、1年間に692万トンもの大量のCO₂を排出する。しかし、CCS装置（発電所・工場等からの排ガス中の二酸化炭素（Carbon dioxide）を分離・回収（Capture）し、地下へ貯留（Storage）する技術）は備えられておらず、被告神戸製鋼にはその予定もない（甲A55、甲A56）。

新設発電所からのCO₂排出量は、日本の2019年度のエネルギー起源CO₂排出量（10億2900万、甲Cオー7）の約0.67パーセントにもあたり、世界のエネルギー起源CO₂排出量（2018年では約335億トンCO₂、甲Cオー8）の約5000分の1にあたる。既設火力発電所からの2018年のCO₂排出量（約675万トン）をあわせるとそれぞれ、1.3パーセント強及び概ね2300分の1に相当する。今後、国際的な削減努力の中で分母たる総排出量が削減されれば、2050年にかけてその割合はより高くなる。

(2) 被告神戸製鋼のCO₂排出量

被告神戸製鋼の撤去前の高炉と既設発電所1・2号機からのCO₂の直接排出量は、

鉄鋼事業 1600万トン

※加古川製鉄所、関西熱化学加古川工場、神戸製鉄所、高砂製鉄所の合計

既設発電所（神戸製鉄所内の1、2号機） 675万トン

※発電量77.1788億トン。CO₂排出係数を2017年度と同じとする

真岡発電所（ガス火力発電所） 329万トン

である。これらの排出に加えて、

本件の新設発電所（神戸製鉄所内の3、4号機） 692万トン

が2021年から追加して排出される。

このように、被告神戸製鋼らの新設発電所からのCO₂排出量は、世界及び日本の気候変動への影響への寄与について、看過できない割合である。

2 CO₂排出と地球温暖化による気候被害との因果関係（基礎となる因果関係）

(1) 気候変動に関する科学的知見

IPCC（気候変動に関する政府間パネル）は、1988年にWMO（世界気象機関）とUNEP（国連環境計画）のもとに設立された組織であり、195か国・地域が参加する、参加国のコンセンサスに基づき意思決定を行う政府間組織である（甲Cア1-1）。IPCCの各報告書は、参加国のコンセンサスで承認・採択されるものであることから、最新の科学的知見として、UNFCCC（国連気候変動枠組条約）をはじめとする国際交渉や国内政策のための基礎情報として世界中の政策決定者に引用されており、日本を含む現在の気候変動問題についての科学の世界最高水準の科学的知見の総体といえる（甲Cア-1）。これまでに第1次～第6次評価報告書及び多くの特別報告書が公表されている。

日本国内の温暖化とその影響についても、（甲Cイ-1）や（甲Cイ-2）等にまとめられているほか、兵庫県における地球温暖化とその影響については、大阪管区気象台及び神戸地方気象台が具体的に予測している（甲Cイ-3及び4）。

(2) 地球温暖化・気候変動の影響（原告準備書面（26））

I P C C 第 5 次 評 価 報 告 書 で は、 2 0 世 紀 後 半 以 降 の 温 暖 化 の 主 な 原 因 は 人 間 活 動 である可能性が「極めて高い」（95%以上）とされていた（甲Cア-3）が、同第6次評価報告書では、「人間の影響が大気、海洋、陸域を温暖化させてきたは疑う余地がない。大気、海洋、雪氷圏及び生物圏において、広範囲かつ急速な変化が現れている。」とされた（甲Cア-12）。

また、AR4、AR5でも、地球温暖化によって気象・気候災害の激甚化・発生頻度の増加（極端な高温による熱中症・熱帯性感染症の疾病の増加、極端な大雨、海面上昇等による洪水・高潮被害、旱魃等）が指摘されてきたが、AR6では、人為起源の気候変動は、世界中の全ての地域で、多くの気象及び気候の極端現象に既に影響を及ぼしていること、熱波、大雨、旱魃、熱帯低気圧のような極端現象について観測された変化に関する証拠、及び、特にそれら変化を人間の影響によるとする原因特定に関する証拠は、AR5以降、強化されていること、人が気候の極端現象に影響することで世界中のすべての人間の生活域に既に気候変動が影響していることが明記され、今後の極端現象の出現頻度についても、例えば、産業革命前に比べて50年に一度の暑い日の発生頻度は、約1℃上昇した現在では4.8倍であるのに対し、1.5℃の上昇で8.6倍、2℃の上昇で13.9倍に増加すると予測している。

(3) 排出行為と地球温暖化、気候変動による気候災害との因果関係は科学的に解明されていること

上記のように、I P C C によって、人間活動すなわちCO₂の排出と地球温暖化、気候被害との間の因果関係は既に明らかにされているが、CO₂排出から原告らも含む人々の被害に至るプロセスを説明すると、

① 排出源（本件では新設発電所）からの大量のCO₂の排出による大気中のCO₂濃度の上昇

—— 長寿命の温室効果ガスであるCO₂は1年以内に大気中で混ざりあい、

大気中に蓄積し、大気中のCO₂濃度を高める。

② 地球平均気温の上昇（地球温暖化）

—— 地球の平均気温の上昇は、CO₂の累積総排出量にほぼ比例する。

なお、海水温も上昇し、サンゴ礁の絶滅など一部の生態系に不可逆的な悪影響が拡大し、グリーンランドや南極の氷床の不安定化をもたらすこととなる（甲Cア-3、4、同ア-9、10、同ア-12）

③ 平均気温の上昇による極端な気象・気候現象が多発・激甚化

—— 極端な高温、極点な大雨、旱魃等の気象・気候災害の激甚化・発生頻度が増加する。海水温の上昇によって、海面水位が上昇し、台風による高潮被害も激化する。地域における極端な気象現象は、既に世界のほとんどの地域で確認されている（甲Cア-12）

さらに、気温上昇によって、2030年から10年のうちにも、突然、不可逆的な気候変動をもたらすとされるティッピングポイントを超えるおそれがあることも指摘されている（甲Cア-4）

④ 原告らを含む人々の生命、身体ないし健康、財産への被害

—— なお、これに相まって、さらに人間の安全保障や経済成長といった人類の生存に対する影響が生じることにもなる（甲Cア-12）

というものになる。

(4) 極端な気象・気候変動と地球温暖化の関係は解明されていること（原告準備書面（4）・8～14頁等）

個別の極端な気象現象に気候変動がどの程度寄与しているかについて、イベント・アトリビューションの手法による解明が進んできた（甲Cウ-5）。例えば気象庁は、2018年西日本豪雨について「地球温暖化の寄与があったと考えられる。」と指摘し（甲Cウ-6・9頁）、極端な気象現象と温暖化の関係に言及した。

2018年7月の記録的な猛暑に地球温暖化が与えた影響と猛暑発生の将

来見通しについても、工業化以降の人為起源による温室効果ガスの排出に伴う地球温暖化を考慮しなければこのような猛暑は起こり得なかったことが明らかにされた（甲Cウー7）。2019年の東日本に大洪水をもたらした台風第19号に伴って関東甲信地方に降った雨の総量は、1980年以降の気温及び海面水温の上昇によって10.9%、工業化以降（1850年以降）の気温及び海面水温の上昇によって13.6%増加したこと、これらの降水量の増加率は、気温上昇から想定される水蒸気量の増加率（1℃あたり7%）より大きく、その要因として、気温及び海面水温の上昇に伴って、台風自体がより発達したことが挙げられている（甲Cウー59）。

このような研究は世界の極端気象現象について進められ、その成果が、IPCC第6次評価報告書の図SPM.3（観測及びアトリビューション研究によって評価された地域的な変化の合成図）に集約されている（甲Cアー12）。

3 地球温暖化による原告らへの影響・被害（原告準備書面11）

原告らは、神戸市・芦屋市・西宮市に居住する住民である。原告らには以下のような被害を含む、地球温暖化による各種被害を受ける危険がある。

(1) 気温上昇及び熱中症の増加

熱中症の患者数は、1日の最高気温が25℃を超えるあたりから発生し、31℃を超えると急激に増加するところ、神戸において年平均気温が100年間で約4度上昇し（甲Cイー4）、現在と比べて年間で猛暑日（最高気温が35℃を超える日）が約40日、真夏日（最高気温が30℃を超える日）が約50日増加（約1.7～1.8倍）すると予測されている（甲Cイー3）。熱中症患者が大幅に増加し、原告らも熱中症となる危険がある。

(2) 土砂災害等の危険

降雨量につき、21世紀末の西日本太平洋側での予想として、1時間降水量30mm以上（バケツをひっくり返したような降水）が年4回、1時間降水量

50mm以上（滝のような降水）が年1回発生すると予測されている（甲Cイー2・39～41頁）。兵庫県においても、1時間降水量50mm以上が年0.3回発生すると予測されている（甲Cイー4）。

洪水につき、兵庫県南岸地域における洪水被害額予想（再現期間50年）が300億円～400億円と予測されている（甲Cウー11）。

台風につき、将来的に台風が強大化（最大風速及び降水量が増加）し、また日本付近を通過する台風の速度が今より約10%遅くなるといった予測からして、温暖化により、兵庫県ないし神戸市等において今後台風による被害（強風・降水等による）が更に甚大化すると予測される。

(3) ハザードマップによる危険性

ハザードマップで確認できる原告らのうち8名（7世帯）が「土砂災害警戒区域」内に、原告らのうち5名（3世帯）が「想定最大規模降雨による浸水想定区域図」内に居住しており（甲Cケー1ないし3）、これらの者は特に土砂災害ないし洪水などの被害を受けやすい。

(4) 高潮被害

海面上昇は、海岸を有する神戸市・芦屋市・西宮市にも高潮被害の危険を増加させる。原告ら全員がこれらの被害（生命・健康・財産に対する被害）を受けける危険を有しているところ、原告らのうち6名（5世帯）が高潮浸水想定区域内に居住しており（甲Cケー4）、これらの者は特に高潮の被害を受けやすい。

(5) 熱帯性感染症

21世紀末にデング熱を媒介するヒトスジシマカの生息域が日本国土全体の75～96%に達する可能性がある（甲Cイー2・109頁）など、原告ら居住地に熱帯性感染症が広まるおそれがあり、原告らはその被害を受けける危険がある。

4 CO2排出削減に関する国際的・国内的公序と石炭火力発電所廃止の必要性、CO2排出行為の不合理性

(1) 世界の排出削減合意と日本の削減目標

ア パリ協定の採択と温度目標

気候を安全なレベルで安定化するために国際社会の取組が1980年末から国連を中心に継続されてきた。

1992年に気候変動枠組み条約（甲Cエー1）が採択され、1994年に発効した。1997年12月には先進国に排出削減義務を課した京都議定書（甲Cエー2）が採択され、2005年に発効した。さらに、IPCCの科学的知見に基づき平均気温の上昇を2℃未満に止めるための国際的枠組みの構築の必要性が国際社会の共通認識となり、2015年にはすべての締約国の削減行動を求めたパリ協定（甲Cエー3）が採択され、翌2016年に発効した。日本も2016年に批准している。

パリ協定は気温の上昇を産業革命前から2℃を十分に下回り、1.5℃にも抑制することに努力することを目的として、今世紀後半の早い時期に地球規模での温室効果ガスの排出を実質ゼロとすることを目標とするものである。その目標の実現に向けて、各国は、達成を目指す目標を国の定める貢献（NDC）として提出し、これを保持し（パリ協定4条2項）、2020年から5年毎に各国の削減目標を引き上げることが求められている（同4条3項、同9項）。国には目標達成に向けた国内措置をとる義務がある（同4条2項）。

イ 1.5℃（2℃）の上昇に止めるための世界全体の排出削減の経路と2050年カーボンニュートラル・脱炭素目標

CO₂は、伝統的な有害物質と異なり、排出口における排出濃度ではなく、排出の絶対量の削減が求められている。

IPCC 1.5℃特別報告書（2018年10月）は、1.5℃の気温上昇によっても甚大な気候システムへの影響と被害を及ぼすことを示し、66%の確率で1.5℃の上昇に止めるためには世界で2030年までに2010年比45%削減し、2050年までにCO₂排出を実質ゼロとする必要

があることを明らかにした（甲Cア－4、同ア－10）。

これを受けて、世界の主要国を含む120ヶ国以上が2050年カーボンニュートラルを表明し、2030年目標を引き上げている。しなしながら、世界全体でも1.5℃を実現する経路から遠く、2℃目標の経路にも届いていない。さらに削減目標の引き上げを求められている状況にある。（原告準備書面（26））。

ウ 日本の2050年カーボンニュートラル及び2030年削減目標の引き上げと地球温暖化対策推進法の改正

世界で加速している脱炭素の動きを受け、日本においても、1.5℃目標の実現に向け、2020年10月に2050年までにカーボンニュートラルを目指すことを明らかにし、その経路として、2021年4月に、2030年までに、少なくとも2013年比46%削減は国際社会における公約となったものである。日本の2013年比46%削減の2030年目標は不十分であり、政府も50%の高みを目指すとしている。

また、2021年5月26日に改正地球温暖化対策推進法が全会一致で成立し、パリ協定・2050年カーボンニュートラル宣言等を踏まえて脱炭素社会の実現を基本理念とし、「温室効果ガスの排出の量の削減等を推進」することを目標と改正した（1条）。そして、「地球温暖化対策」を「温室効果ガスの排出の量の削減」（2条）と定義し、「温室効果ガスの排出の量の削減」等を講ずる努力義務を事業者に課している（5条）。

しかしながら、2019年において、石炭火力発電の電力供給に占める割合は31.9%もある（経済産業省総合エネルギー統計の時系列表のシート「contents」の4.電源構成（発電量）から、甲Cオ－9）。さらに、世界の脱炭素の潮流に反して、日本では東日本大震災後に石炭火力発電所の新設計画が進められ、既に建設を終えて稼働した発電所や工事中的発電所もある。本件の新設発電所もその一つである。

しかも、主要先進国が2030年までに脱石炭を表明しているなか、第6次エネルギー基本計画案では、2030年の電力供給に占める割合はまだ19%も占めており、さらに引き下げることが求められている。日本の削減目標を達成していくために、石炭火力発電所のフェーズアウトの行程を示すことは不可避である。

(2) 1. 5℃（2℃）の気温上昇に止めるための残余のカーボンバジェット

ア 1.5℃（2℃）の上昇に止めるためのカーボンバジェット

AR6で示された67%の確率で1.5℃の上昇に留まるための残余のカーボンバジェットは4000億トン、同様に2℃に抑えるには1兆1500億トンであるとされている（AR6表SPM.2、甲Cア-10）。

イ 1.5℃（2℃）目標実現の日本のカーボンバジェット

世界の残余カーボンバジェットを各国に振り分ける方法について、最も公平な指標の一つである一人当たり排出量によると、日本の人口（1億2533万人）は全世界の人口（77億9500万人）の1.608%にあたる（2020年時点）から、67%の確率産業革命前からの気温上昇を1.5℃内にとどめるための日本の残余のカーボンバジェットは64.3億トン、50%の確率の場合であっても80.4億トンである。

	1.5℃内に収める	2.0℃内に収める
67%の確率	64.3億トン	184.9億トン
50%の確率	80.4億トン	217億トン

表1 日本のAR6による残余カーボンバジェット（人口比）

2019年度の日本のCO2の排出総量は10億9200万トンであったから、現在の水準で排出を続けた場合、上記の残余カーボンバジェットを5.9年（67%の確率で1.5℃内）～21年（50%の確率で2.0℃内）で使い果たしてしまうことになる。日本全体で、この残余のカーボンバジェットの範囲内で、脱炭素の経済社会へと移行を成し遂げなければならない。事態は極めて切迫している。

ウ 被告神戸製鋼らの排出行為と日本の残余のカーボンバジェット

本件の新設発電所からのCO₂排出量は年間約692万トンであり、30年間以上の稼働を予定している。すなわち、30年間で2億760万トンのCO₂を排出する。これは、67%の確率で1.5℃目標を実現するための日本のカーボンバジェット（64.3億t）の3%にあたる。被告神戸製鋼らの本件の新設発電所は、国内の既存稼働中及び建設中の4600万kWの石炭火力発電所の一つである。国内の石炭火力発電所からの2050年までの排出総量（45年で廃止し、設備利用率70%の場合）は65億トンに及ぶ。すなわち、石炭火力発電所からのCO₂排出量だけで、日本のカーボンバジェットを消費してしまうことになる。

今後原告らが受ける地球温暖化に伴う被害に対して、新設発電所を含む石炭火力発電所からのCO₂排出とは有意の因果関係を有するというべきである。被告神戸製鋼らの新設発電所の利用においては、少なくともその寄与度に応じて、原告らとの関係において、地球温暖化に伴う被害を及ぼすものである。

(3) 2050年カーボンニュートラルの第一歩として、2030年までに石炭火力発電のフェーズアウトが求められていること

ア 石炭火力発電は他の排出源よりも最初にフェーズアウトすべきであること

1.5℃目標の達成に向けて今後の10年間の削減が非常に重要であり、2030年までに2010年比45%削減、2050年脱炭素は世界で広くコンセンサスが得られている。パリ協定の下で、締約国だけでなく、企業等非国家主体の役割の重要性についても広くコンセンサスがあり、全ての主体が2050年までにネットゼロを追及すべきとの合意がある。

このような1.5℃目標（2℃）の実現のための残余のカーボンバジェットは、現在の日本の総排出量の数年分から高々十数年分しかない。

どの国も温室効果ガスの排出量に占める発電部門のCO₂排出量は大きく、

国連環境計画（UNEP）などから発電電力量に対するCO₂排出量が最も多い石炭火力の早期フェーズアウトが要請されてきた（甲Cエー4）。既に、主要先進国は2030年までのフェーズアウトを定めている。世界の主要国の石炭火力発電所のフェーズアウトの流れはさらに加速している）。

IEA（OECDの国際エネルギー機関）が2021年5月18日に発表した2050年脱炭素に向けたロードマップでは、先進国は2030年までに対策なし（CCSを付帯していない）の石炭火力発電所のフェーズアウトをすること、2035年までにすべての電源の脱炭素をすることが組み入れられている（甲Cエー7）。

2021年6月13日のG7サミットでは、日本も参加した首脳コミュニケで、「国内的には、我々は、2030年代の電力システムの最大限の脱炭素化を達成すること、（中略）石炭火力発電が温室効果ガス排出の唯一最大の原因であることを認識し、（中略）排出削減対策が講じられていない石炭火力発電からの移行を更に加速させる技術や政策の急速な拡大にコミットした。」（甲Cエー6の39項）。

日本のエネルギー起源CO₂の40%以上を占め、再生可能エネルギー発電への代替が可能である発電部門からの排出をまず、ネットゼロにすることは、世界共通の課題である。

イ 発電事業者も、世界のコンセンサスの水準での削減義務を負っていること

先進国は、パリ協定のもとで、石炭火力の2030年代の廃止を義務として負っているものである。パリ協定の下で、国は具体的な削減目標を定めて削減のための措置を取るべき義務を負っているが、パリ協定とあわせて採択された決定では、企業等の非国家主体の役割の重要性が記載されている。事業者は生命、健康、財産等への侵害を回避すべきであり、危険な気候変動の回避のために、1.5℃目標の実現に向けて2050年カーボンニュートラル、排出削減に取り組むべきことについて、国際社会に広くコンセンサスが

ある。

2021年5月26日のオランダのハーグ地裁(判決・甲Cクー4の1)は、シェルに対して、シェルはCO₂排出に責任を持つ立場にあり、シェルによるCO₂排出によって地球温暖化をもたらすものとして、「危機的な気候変動につながり、人権への深刻なリスクをもたらす」こと、1.5℃目標の達成に向けて今後の10年間の削減が非常に重要であり、2030年までに2010年比45%削減、2050年脱炭素は世界で広くコンセンサスが得られていること、パリ協定の下で、企業等非国家主体の役割の重要性についても広くコンセンサスがあり、全ての主体が2050年までにネットゼロを追及すべきとの合意は、不文の事業者の注意義務の基準となることを認め、排出源の事業者も民法上の削減義務を負うとした。その義務違反は社会的に容認されえない行為であり、排除されるべきものである。

5 原告らの権利侵害

(1) 地球温暖化による気候・気象被害は既に現実であり、切迫していること

危険な気候変動による人の生命・健康の被害は、現実的、客観的で切迫した危険である。気候変動における被害は、意図的な排出行為の空間的・時間的累積による長期にわたる着実な被害の発生、累積、多発化、巨大化という特徴をもつ。CO₂の排出量の累積によってその影響は長期的・継続的に深刻化し、不可逆的な被害をももたらされることが科学的に明らかにされているのであるから、危険な気候変動の被害を防止し、回避する合理的な方法は、できるだけ早い段階において必要な排出削減を行うことである。被害の累積・悪化を待って対策をとるのでは、手遅れとなり、取返しがつかないこととなる。

(2) 伝統的人格権の侵害

前述のとおり、大量排出源からの大量のCO₂の排出が、CO₂濃度の上昇を引き起こし、これによって地球平均気温の上昇(地球温暖化)が生じ、平均気温の上昇による極端な気象・気候現象が多発・激甚化が生じることは科学的

にも明らかになっている。そして、極端な気象・気候現象が多発・激甚化は、原告らの生命、身体、財産及び生活への多大な被害を生じさせる。

本件の新設発電所は、前記の通り多量のCO₂を30年以上に排出し、CO₂の濃度上昇に大きく寄与するところ、温暖化に起因する被害に至るプロセスを踏まえても、原告らに今後生じる上記被害と因果関係を有するから、被告神戸製鋼らによるCO₂の排出行為は、原告らの人格権（伝統的人格権）を侵害する。

そして、排出量が莫大であることや排出抑制策が取られていないこと、また4において整理した、CO₂排出削減に関する国際的・国内的公序と石炭火力発電所廃止の必要性その他の事実等を踏まえたとき、被告神戸製鋼らの排出行為は、受忍限度を超える権利侵害となる（受忍限度について、詳細は第5で述べる）。

(3) 平穏生活権（安定気候享受権）の侵害

第2で述べた通り、原告らは、石炭燃焼に由来する大量のCO₂からの気候変動とそれがもたらす原告らの生命・健康等への不可逆的な被害に晒される可能性がある中で、日常生活においてより安定した気候を享受し、不安や恐怖のない生活を送る権利（安定気候享受権）を有する。

新設発電所から排出されるCO₂は、前記のとおり、長期的に世界の気候変動の激化に有意に寄与して気候変動のリスクを高め、その結果、世界の市民の生命・健康・財産への気候変動による権利侵害のリスクを高めるところ、原告らはそのような気候変動のリスクを負う集団に含まれており、特に若年者や高齢者はより高いリスクを負っている。かつ、原告らは、被告らのCO₂の大量・長期にわたる排出による気候変動への寄与を通じて、生命・健康・財産へのリスクが高まることについて、一般通常人を基準として合理的な不安を抱いている上、被告らによるCO₂の排出行為によってもたらされる生命・健康への客観的リスクは、パリ協定下の気候変動抑止のための国際的な秩序・国内秩序に

反する不合理なものである（４で述べたことを参照）。

以上のことからすれば、被告神戸製鋼らによるCO₂の排出行為は、原告の平穩生活権（安定気候享受権）を侵害する。

第5 権利侵害が受忍限度を超えること

1 受忍限度論の適用場面および判断枠組み

受忍限度論は、本件の差止請求との関係では差止めに必要な違法性要件を構成する。まずCO₂に関する伝統的人格権侵害との関係で、侵害行為が受忍限度を超える違法性を有するかが問題となる。

次に、PM_{2.5}等およびCO₂の排出による平穩生活権の侵害との関係で、平穩生活権侵害につながる客観的リスクが社会通念上許容できるリスクであることへの評価障害事実として、受忍限度論と同様の規範的な総合的判断が必要となる。そこで内容的には重複するが、以下では両者を分けて整理する。

差止請求における侵害行為の受忍限度を超える違法性の有無の判断については、侵害行為の態様と侵害の程度、被侵害利益の性質と内容、侵害行為の持つ公共性ないし公益上の必要性の内容と程度等を比較検討するほか、侵害行為の開始とその後の継続の経過及び状況、その間に採られた被害の防止に関する措置の有無及びその内容、効果等の事情をも考慮し、これらを総合的に考察してこれを決する（最判平成7年7月7日 民集49巻7号1870頁、2599頁等）。

石炭火力発電所の操業の事業のような、これによって被害者が直接の利益を受ける関係がない場合には、受忍限度の判断においては、事業の公共的側面は考慮要素とすべきではなく、仮に考慮要素とするとしてもその位置づけは極めて限定的なものとして扱うべきである（最判平成6年3月24日集民172号99頁）。

2 CO₂排出による人格権侵害が受忍限度を超え違法であること

(1) 被侵害利益の性質と内容

本件における被侵害利益は、原告らの生命・健康に関する人格権である。人

格権については生命・健康という憲法上の至上の価値を保護法益としている。

ことに、CO₂排出からもたらされる気候変動は人間社会のみならず、その存続基盤である生態系そのものを破壊するため、CO₂の大量排出は、原告らの生命・身体・財産及び生活等に甚大かつ不可逆的な被害をもたらす。個体としての人間の生活基盤のみならず、人類そのものの存続基盤が失われるのである。

オランダ最高裁判決では、気候変動による国民への気候変動の危険による現実の脅威が存在していること、十分な対策を取らないときにその現実化は気候科学によれば確実であり、すでに一部は国内でも現実化し、今後、現在の国民が生存している数十年内にさらに悪化し、現実化していくことという、科学に基づく気候変動の将来の進展が事実として認定されている。

個々のCO₂の排出行為によってもたらされる原告らの生命・健康という権利の侵害は、気候変動（CO₂濃度の上昇への寄与）への寄与に応じて割合的に生じる。しかし、侵害される生命・健康を含めた侵害法益の総和は、全世界の人類との生命・健康のみならず、その生活基盤である生態系にまで及ぶものである。つまり、総体としての被侵害利益の巨大さとその深刻さが考慮されるべきである。

(2) 侵害行為の態様と侵害の程度

原告らの健康被害と平穏生活権の侵害は、いずれも対象の集団性（被害を被る住民の著しい広範性）と加害行為の著しい長期性と故意性を特徴とする。

侵害行為の性質については、今日、日本はもちろんのこと世界中でCO₂の抜本的削減による大気圏の保護（CO₂濃度の維持）が人類共通の緊急課題となっている中で、それに反して、かつその危険性を知りながら、CO₂の不合理な大量排出を継続することは、原告らを含む世界中の市民および現在の子どもたちの生命・健康と未来の生存可能性に対する侵害であって、強度の違法性を帯びるものである。

CO₂排出による地球温暖化による被害については、CO₂の大量排出行為について、当該「原告らのみ」との間で、原告のみに向けられた侵害の態様と程度を検討することは相当ではなく、侵害行為による影響の総和を考慮すべきである（騒音被害についての損害賠償に関して最判昭和56年12月16日民集35巻10号1369頁参照）。

受忍限度判断における侵害の態様とその程度の判断に関し、当該原告個人ならず不特定多数の者に生じる被害（侵害）も、原告に対する侵害行為の「性質・態様」として考慮すべきことは、前記の最高裁判例に示された考え方からも裏付けられるものである。したがって、CO₂の大量排出源に係る排出行為の差止請求において、受忍限度に係る判断を行うにあたっては、「侵害の態様と程度」につき、当該原告個人々の保護法益に対する侵害の態様と程度のみ限定してこれを検討するのではなく、原告に向けられた侵害行為の違法性を判断する要素として、大気を「共有」し等しく被害を受け得る人々に対する総量的な「侵害の態様と程度」もまた考慮に入れねばならないというべきである。

以下、絶対的排出量と相対的な環境負荷の大きさに区別する。

ア 新設発電所からの汚染物質等の絶対的排出量と被害

パリ協定のもとで、もはや世界的に石炭火力の新設は許されず先進国においては既存の石炭火力発電所を廃止すべきとされているところ、その時代の趨勢に逆行して、年間692万トンものCO₂を継続的に長期にわたり排出し、大気中のCO₂濃度を上昇させ、地球温暖化を進行させ、気候変動による悪影響を悪化させるもので、その行為態様は悪質であり、侵害の程度は甚大である。

また、侵害行為の性質としての排出の「長期大量性」を重視すべきである。単独でも世界のエネルギー起源のCO₂の5000分の1レベルの排出量であるうえ、共同不法行為者としての日本の同種の新設大型石炭火力発電所を合わせると、世界のCO₂濃度の上昇に重大な寄与をするレベルの排出量と

なる。

イ 石炭火力発電所の相対的な環境負荷の大きさ

神戸製鋼が選択する「石炭火力発電」については、「発電」を行う方法として別に存在する、CO₂排出が極めて小さい再生可能エネルギーによる発電や石炭火力に比して発電単位あたり約2分の1のCO₂排出という相対的に環境影響の少ないガス火力発電という方式があるにもかかわらず（すなわち発電事業・発電方法に係る代替策があるにもかかわらず）、あえて、環境に、広範囲に重大な影響を及ぼす「石炭火力」を選択し実行するものと言わざるを得ない。また、CCSなど環境影響の一部を低減する技術が存在するにもかかわらずそれをを用いることも予定されていない。

ウ CO₂排出とこれによる影響に係る被告神戸製鋼らの認識・認容

CO₂による気候変動への影響を知りつつ、あえて環境負荷がもっとも大きな大規模石炭火力発電を選択しているもので、被害に対する認識・認容がある。さらに、環境影響評価手続等のプロセスにおいて、環境負荷のより低い発電方式等の代替案や被害防止のためのCCSなどのCO₂の排出削減措置の検討は十分になされず、被害を懸念し、より有効な対策を求める住民への情報開示や協議も尽くされないまま、住民の反対を押し切り、従前の計画どおり新設発電所の着工に至ろうとしている。

(3) 侵害行為の継続期間

本計画は、「石炭火力発電所」の新設計画であり、出力が合計で130万キロワットという巨大な新設発電所を、新たに神戸の人口密集地に隣接する地域に建設し、これを30年間以上の長期間にわたって稼働させようとするものである。（

(4) 地域性

原告らの居住地には、気候変動による大雨や台風の激化により、特に高潮、洪水、がけ崩れなどの災害の危険のある地域が含まれている。

(5) 彼此相補性

彼此相補性については、巨大な発電所を通じた30～40年もの間の大量排出と、原告ら個々人との立場の互換性はない。

(6) 被害防止措置の履行可能性がないこと、または将来適切に履行される担保がないこと

環境影響評価手続において、被告関西電力が行うことを前提としたCO₂排出削減措置に関して、被告関西電力への「全量供給」を被告関西電力が否定している以上、環境保全措置が適切に履行される担保がない。

また、侵害行為の開始後の継続の経過及び状況、その間の被害の防止に関する措置の有無及び内容、効果等の事情に関しえば、大島教授の意見書（甲A38）の内容を踏まえても、現状においても本事業の事業性（経済性）がないことが示されている。したがって、検討されている被害の防止に関する措置を採りえず、特に、CO₂排出量の抑制措置として挙げられているCCSの設置については、経済的のみならず、物理的、社会的にも採りえない。

(7) 公共性、公益性を欠くこと

他方で、被告らの行う石炭火力による発電事業は、電力自由化のもと、現在電力の需給が安定している中で、より大きな経済的利益を追求するために、あえて環境負荷がもっとも大きな大規模石炭火力発電を選択しているもので、公共性ないし公益性を欠くものである。しかも、排出行為が社会的な削減努力の成果にフリーライドしその成果を減殺してしまう点でむしろ公共性に反する。

さらに、被告らはエネルギーの安定供給という公益性を主張するが、脱石炭の流れの中で、CO₂の大量排出の違法性がそれを大きく上回っている。

最後に、被害発生回避の努力として、そもそも環境影響評価において当時の国の目標である2050年80%削減、2030年26%削減に整合する対策をとることは、本件石炭火力発電所の環境影響評価を通じて運営上の環境保全の配慮義務の内容となっている（電気事業法46条の20）。その実現の手段の

1つとして環境影響評価で2030年までに国のCCS導入の検討を踏まえ、本事業に当たって検討すると言及していたCCSの導入については（甲A24の1の3）、被告らは何ら検討する用意もなく、立地上も経済性からも実現可能性は全くない状況であり、現時点においてCCSによる被害回避対策は実質的に何ら準備されていない。

(8) CO₂排出削減に係る国際的・国内的な公序の形成とこれに基づく事業者のCO₂排出削減義務

令和3年5月、地球温暖化対策推進法が改正され、1条、2条で、温室効果ガスの排出の量の削減が目的や定義として明記された。また、2条の2でパリ協定の目標が法律に組み込まれ、事業者の責務として温室効果ガスの排出量の削減と国等への施策への協力が規定された（5条）。

この改正温対法のもと、日本における石炭火力発電所からのCO₂排出は最も遅くても2040年までに実質ゼロとするとともに、現在から2040年まで直線的に（毎年同じ量だけ）削減すること（つまり訴えの変更申立書別紙1のような削減経路とすること）が、1.5℃目標達成のために必要不可欠である。仮にこのような削減経路を超えるCO₂排出がなされるならば、1.5℃目標を達成することはできず、地球温暖化による人々（当然のことながら原告を含む）に対する生命・健康・財産への被害が更に甚大となること、またその被害の現実化の過程において平穏生活権が侵害されることはこれまでも述べてきたとおりであり、その意味で訴えの変更申立書別紙1の削減経路が日本における石炭火力発電所からのCO₂排出量の「閾値」（それを超えると被害を生じさせる値）を示しているといえる。

原告らはこれまで、新設発電所からのCO₂大量排出が伝統的人格権ないし平穏生活権（健康平穏生活権および安定気候享受権）を侵害するものと主張してきたところ、新設発電所からのCO₂排出が訴えの変更申立書別紙1の排出経路に示された上限量つまり「閾値」を超える場合には、①1.5℃目標未達

成によって更なる地球温暖化がもたらされ、それに伴う被害が甚大になること、②それはすなわち、原告の人格権ないし健康平穩生活権・安定気候享受権を顕著に侵害することを意味すること、③上記２（１）イで述べたとおり、世界で（特に先進国において）最も遅くとも２０４０年までには石炭火力発電所からのＣＯ２排出を実質ゼロにすることがパリ協定等に基づき温暖化被害を可能な限り回避するために必要とされ、これが世界の公序となっているというべきことからすれば、訴えの変更申立書別紙１の排出経路を超えるＣＯ２排出はかかる世界の公序にも反すること等からして、受忍限度を超える違法なものと評価すべきである。

温暖化対策の中心は温室効果ガスの排出量の絶対的な削減であることは、パリ協定の締結による国内的な効力によってすでに明らかであったが、今回、それが改正温対法で確認され、明示されたことで、そもそも温室効果ガスの排出の絶対量の削減がなされない事業は、改正温対法そのものに違反することとなる。このように公法違反またはその趣旨に実質的に反する排出が長期にわたって継続することは、私法上の違法性を強める重要な根拠ともなる。

3 平穩生活権侵害とリスクの不合理性

(1) PM_{2.5}による健康平穩生活権とリスクの不合理性

本件新設発電所の建設は、深刻な大気汚染に悩まされてきた地域に１３０万kWもの大規模の石炭火力発電所を建設し、原告のみならず人口密集地における多数の住民を、長期間にわたり、継続的に有害大気汚染物質に暴露させるものである。

そしてあらゆる世代の住民・原告にとって、かかる有害物質への長期継続的な暴露は、その疾病リスクを高めるから、その生活空間において清浄な空気を呼吸することで健康に安心して生活する権利（健康平穩生活権）を侵害されることになる。

被告らが稼働する新設発電所は、PM_{2.5}やNO₂などの有害物質を排出

し、新設発電所から排出されたPM2.5は、原告らに到達し、原告らはPM2.5に暴露する。そして、原告らは、PM2.5の暴露により生命・健康が侵害されるという合理的な不安・恐怖感を引き起こされる。

ここにおける被侵害利益は、PM2.5の曝露からの不安な生活を送らないという人格的利益であるが、生命・健康に直結しているから、生命・健康に順じて重要な保護法益として考えるべきである。

侵害リスクについては、特に、施設の周辺人口に対して故意に長期間にわたりPM2.5を曝露させて、曝露集団内に一定割合での健康被害を生じさせることを総体として捉えるべきである。甲B22の2の15頁によれば、将来、新設発電所のみでも40年間の稼働期間に2082人の過剰死亡が想定されており、兵庫県・大阪府周辺で年間50人に上る過剰死亡が発生することになる。これは石炭火力発電事業に対する代替策として、少なくとも燃料種として天然ガスを選択すれば、大気汚染物質は周辺に事実上発生・拡散せず、発生しない過剰死亡である。原告らと被告らとの間に立場の互換性はなく、被告らの事業に公益性が認めがたいことは上述したとおりである。

(2) 平穏生活権とCO2排出による不合理なリスク

被告らによる「侵害行為」が、人格権の直接の侵害（の高度の蓋然性）を表すものではなく、大気環境のCO2濃度上昇への寄与という客観的なリスクを帯びた行為を意味する点が2と異なる。

そのリスクが差止を認める違法性を帯びるためには、その不合理性が必要であるところ、リスクの不合理性の判断においても2で述べた受忍限度の判断要素を総合的に考慮することになる。

第6 他の石炭火力発電所の運営事業者との共同不法行為と被告神戸製鋼らの差止義務

1 CO2排出の違法性を理由とした請求の関係

本件において、原告らは、第2、第4及び第5で整理したとおり、CO₂排出の違法性を理由に、原告らと、被告神戸製鋼らとの関係において、そもそも、被告神戸製鋼らは新設発電所の稼働の差止義務を負うと主張している。

しかしながら、仮に、被告神戸製鋼らのみとの関係だけで被告神戸製鋼らの差止義務が認められないとしても、以下の通り、被告神戸製鋼らと他の石炭火力発電所の運営事業者の行為が共同不法行為と評価され、これによってそれらの事業者の間に連帯的差止義務が生じるというべきである。

したがって、被告神戸製鋼らは、この連帯的差止義務に基づき、新設発電所の稼働の全部の差止義務（以下の2）、または仮に全部の差止めまでが認められなくとも新設発電所に割合的な差止義務（以下の3）を負う。

2 被告神戸製鋼らと他の排出源（石炭火力発電所等）の運営事業者らとの共同不法行為として、他の排出源も含めた排出総量について連帯して責任を負うこと

(1) 他の新設大型石炭火力発電所との連帯責任（強い関連共同性）

ア 本件新設発電所と強い関連共同性を持つ発電所

2014年以降に工事中又は建設予定の被告神戸製鋼の新設発電所2機を含む石炭火力発電所（原告準備書面（19）添付表1の本件発電所を含む石炭火力発電所）が計13ヶ所（15基、合計991万kW）あり、45年で廃止し、稼働率を70%程度としても、CO₂排出量は年間4592万トンとなる。これは現状での日本のエネルギー起源CO₂の約4.5%を占める。

これらの発電所からの2050年までの累積排出量は13億5800万トンとなり、1.5度目標の日本の残余のカーボンバジェットの21%となる（強い関連共同性）。他に、環境アセスメント対象外の小規模発電所が約140万kWあり、これらは亜臨界でCO₂排出量はより大きいので、全体では15億6000万トンをはるかに超え、残余のカーボンバジェットの24%以上を占める。

イ 2014年以降に新設・稼働する本件発電所を含む13の発電所からのC

CO₂ 排出行為は、以下の点から、強い関連共同性を有すること

第1に、2014年時点では、すでに、地球温暖化・気候変動による多大な被害が既に発生しており、IPCC第4次評価報告書（2007年）によって、早急に大幅排出削減がなされなければ気候災害が将来に向かって甚大化してくことは示されていた。上記各発電所は、地球温暖化に寄与し、気候災害を更に激甚化させるものであることを、容易に予見しえた。

第2に、CO₂ 排出行為が全世界の気温及び気候に影響を与え、その結果全世界の人々に被害を生じさせる地球温暖化においては、関連共同性の判断基準として「工場相互の立地状況」や「地域性」は不要である。ただ、パリ協定のもと国家単位でCO₂の削減義務を負って削減目標を数値化し、立案した政策が国単位で実行されている以上、日本国内のCO₂排出は、パリ協定上は一体とみなされ、国の政策としても一体として扱われることになる。日本国内のエネルギー転換部門の中で特に大量のCO₂を排出する石炭火力発電所の一群は、排出削減すべき発電事業とされており、一体としてCO₂排出が抑制されるべきである。

第3に、上記各石炭火力発電所の運営事業者は、東日本大震災以前に既に存在していた施設からのCO₂排出に加え、上記表の他の石炭火力発電所からの大量のCO₂排出を認識し、パリ協定のもとCO₂の排出削減が世界的な急務となっているなかで、あえて石炭火力発電所の設置を計画、実行した者である。なお、これらの大規模発電所は環境影響評価手続を経る必要があり、その情報は「発電所環境アセスメント情報」などが経済産業省のホームページで公表されていたから、容易に知り得たものである。これらの発電所の計画・運営事業者は、相互に新設計画を認識していたものである。

なお、関連共同性の成立に「共同の意思」は必要条件ではないが、本件では上記のとおり「共同の意思」が認められる。

第4に、日本においては旧一般電気事業者を中核とする電気事業連合会に

参加する事業者が中心となって2016年2月に電気事業低炭素社会協議会（被告関西電力が参加し、被告神戸製鋼は参加していない）を設立し、電気事業における低炭素社会実行計画を策定し、フォローアップをしている。ここで、被告神戸製鋼らによって新設される石炭火力発電所からのCO₂排出行為は、他の石炭火力発電所からのCO₂排出行為と強く関連している。

第5に、今日、経済合理性も備えてきている再生可能エネルギーへの転換が世界的に求められるなか、上記各石炭火力発電所を稼働させ、莫大なCO₂の排出をこれまでどおり行い続ける必要性や公益性は無い。

(2) 他の石炭火力発電所との連帯責任（弱い関連共同性）

ア 弱い共同関連性をもつ発電所

2020年現在、前記の強い共同関連性を有する発電所を含め、既設及び新設予定の石炭火力発電所の出力の合計は約5600万kWであり、その2030年の排出量は2億6000万トンに及び、政府の目標でも2030年は19%であるが、日本の2019年度の排出量（約10.29億トン）の約25%に及ぶ。さらに、2050年までの排出総量（2045年で廃止し、設備利用率70%の場合）は65億トンに及び、これは1.5度目標の日本の残余のカーボンバジェットにも相当する。

イ 弱い共同関連性

被告神戸製鋼による新設発電所から予定されるCO₂排出行為と、日本全国の他の石炭火力発電所による各CO₂排出行為との間には、以下の理由から、少なくとも弱い関連共同性が認められる。

既に述べたとおり、石炭火力発電所は2030年までにフェーズアウトが求められている。2014年以前に建設・稼働を始めた発電所も、2030年までに稼働を中止しなければならない。このようなもとでの日本における各石炭火力発電所からのCO₂排出行為は相互に、強い関連共同性の判断基準を概ね満たしているといえる。特に、各石炭火力発電所が他の石炭火力発

電所のCO₂排出行為を明確に認識している関係にある。

日本の石炭火力発電所からの排出量全体及び被告神戸製鋼らによる新設発電所からのCO₂排出量とその累積量は、それぞれ、日本の1.5℃目標の実現における残余のカーボンバジェットの大半を費やすほどの甚大な量であり、世界の1.5℃目標の実現に向けた努力を無にするもので、容認されえない。

(3) 連帯的差止の要件と効果

ア 連帯的差止義務

これらの弱い関連共同性を有する発電所群、あるいは少なくとも強い関連共同性を有する発電所群に含まれる各発電所は、民法719条の類推適用により、連帯的差止義務を負う。

イ 因果関係

上記共同排出と、地球温暖化及び温暖化によってもたらされる気候変動による原告らを含む人に対する気候災害の被害とその激化との間の因果関係は、排出累積総量に気温上昇が比例していることに照らしても認められる。気候変動の激化と個々の損害との因果関係も認められるから、共同排出行為と個々の被害との間に因果関係が認められる。

共同排出行為を構成する個々の排出行為と被害との間の因果関係が推定される。ただし、少なくとも関連共同性が強い関連共同性に当たる排出行為については、各排出主体による自己の排出寄与度に応じた減免責の抗弁は認められない。

ウ 連帯的差止の効果

複数の企業の施設からの排出物質が相合し、それが原因となって被害又は危険が生じている場合、それらの企業活動が共同不法行為を構成していると認められるなら、民法719条を類推適用して、各企業は到達点における汚染を適法レベルにまで下げることについて連帯債務的義務を負担しており、

被害者は各企業に対し、各自の全排出量を限度として、被告全企業からの総排出量を零ないしは一定以上にしないことを求めうる(連帯的差止の考え方)。

地球温暖化の場面でも、世界中の排出源から排出されるCO₂が大気に累積することにより地球温暖化・気候変動を促進し、日本(原告の居住地を含む)や世界中の人々の生命・健康・財産等に甚大な被害を与えるのであり、公害事案の因果の流れと質的な違いはない。連帯的差止の考え方は地球温暖化の文脈にも妥当する。

したがって、日本国内のすべての石炭火力発電所(弱い関連共同性)又は少なくとも「2014年以降に設置工事に着手し、又はその前段階にある、環境影響評価を要する大規模石炭火力発電所」(強い関連共同性)のグループに含まれる各発電所が連帯的差止義務を負い、これらの発電所群によって被害を受ける者は、各発電所に対して、各自の全排出量を限度として、同発電所群からの総排出量を少なくとも日本政府が目標としてかかげる基準まで削減することを求めうる。

現在、日本政府が目標として掲げる温室効果ガス排出削減の基準は、2030年までに2013年と比して46%削減し、2050年にはカーボンニュートラルを実現するものであるところ、かかる不十分な目標についてすら、被告神戸製鋼らによる本件新設発電所の稼働を差止めるだけでは達成できないから、その稼働の一切が認められない。

以上より、被告神戸製鋼らによる新設発電所の稼働の差止が認められるべきである。

3 (予備的請求) 他の石炭火力発電所の運営事業者との関係で被告神戸製鋼らの排出割合に基づく、割合的な削減義務を負うこと(分割的差止義務)

(1) 割合的な削減義務

原告は共同不法行為を構成する複数の汚染源である企業群を被告として、汚染を適法レベル(閾値以下)に下げるに必要な程度に排出量を減少せよとの請

求をなしうるが、個々の被告が汚染に対する寄与度を立証したならば、当該被告に対しては寄与度相当の排出量減少を請求しうるにとどまる（分割的差止の考え方）。

(2) 被告神戸製鋼らが2040年までに順次削減すべき排出量

パリ協定のもとで、1.5℃の気温上昇に止めるとの長期目標と、この目標を実現していくための、日本の2050年カーボンニュートラル及び2030年までに2010年比でのCO₂排出量の45%以上の排出削減は、先進国の最低限の義務である。

温暖化対策の重点課題は、その国の排出量の数十%を占める発電部門におけるCO₂の排出削減に置かれてきた。石炭火力発電所の新設を行わないことはもとより、石炭火力発電所のフェーズアウト（段階的廃止）が必要である。

日本の温室効果ガス排出量の約85%がエネルギー起源のCO₂排出量である。そして、CO₂排出量の約40%が発電に由来するものである。そのうち、石炭火力からの排出量が過半を占め、温室効果ガス全体の22%にも及び、最も大きい排出源である。よって、2050年排出実質ゼロを実現していくためには、石炭火力発電所からの排出を、2050年よりも十分早期に、実質ゼロ（CCS付帯でなければ、排出ゼロ）としていかなければならない。IEA（国際エネルギー機関）の日本についての持続可能シナリオにおいても、石炭火力による電力量は2030年までに急激に減少し、2040年にはほぼゼロとされている。日本は石炭火力発電所からのCO₂排出をどれほど遅くとも、2040年までには実質ゼロとし、そこに至る経路として、石炭火力発電所からのCO₂排出量は、現状から2040年までに、直線的に排出削減される経路を超えてはならない。

分割的差止義務を負う共同不法行為者は、本件の新設発電所と少なくとも弱い関連共同性を有する発電所群である。日本のすべての石炭火力発電所からのCO₂排出（又は少なくとも強い関連共同性を有する各石炭火力発電所群から

のCO₂排出)は最も遅くとも2040年までに実質ゼロにすべく現時点から直線的に削減する必要がある、その排出削減経路が閾値となる(これを超えるCO₂排出が違法となる)。

新設発電所の年間CO₂排出量は692万tであるので、今後、2040年まで上記経路にしたがった削減を行う場合の、毎年度ごとの新設発電所からのCO₂排出量の上限量は、訴えの変更申立書別紙1(本書面の別紙1)の「二酸化炭素排出量」に記載の量のとおりとなる。

第7 被告関西電力と神戸製鋼の関係と、被告関西電力が負う発電指示の差止義務

1 被告関西電力と被告神戸製鋼らの行為の関連共同性

(1) 契約に至る経緯(火力電源入札など)

関西電力は、自社の火力発電所の高経年化が進む中、2014年以降、火力発電の高経年化への対応、および燃料費の削減による経済性向上から、火力電源150万キロワットを入札により募集し(火力電源入札、甲10)、この際、自社応札はしないものとした。被告神戸製鋼はこれに応札して落札し、2015年2月、被告関西電力との間で、契約期間を30年間とする電力受給契約を締結した(丙3)。

また、被告関西電力は、新設発電所が稼働を開始する一方で、自らの既存の石油火力・LNG火力発電所の稼働を抑制する予定であるとし、現に、休廃止を進めている(甲15、甲16、答弁書7頁)。

運用指針(乙6)においても、火力入札による電源については「自社電源の代替として通常の外社購入電源とは異なる性質を帯びる」とされ、また、新設発電所に係る契約内容は、後にも述べる通り、期間が30年間、発電電力の全量の供給、基準利用率70パーセント(※石炭火力発電所の設備利用率は高くとも80パーセント程度である)といった内容になっており、関西電力が長期間にわたり新設発電所を「フル稼働に近い状態」にして電力の供給を受ける内

容となっている。

したがって、新設発電所は、自社の老朽化した火力発電所を代替する役割を担うものであり、被告関西電力の火力発電所群を構成するものといえる。

(2) 電力受給契約に基づく強固な関係性

ア 本件電力受給契約の契約期間は、「新しい火力電源入札の運用に係る指針」（運用指針、乙6）により原則15年とされている期間を大幅に超過する30年間である（丙3）。

そして、新設発電所において発電される電力は、その全量が関西電力に供給される予定となっている。この点、被告らは、第13条の余力活用の規定を踏まえ「全量供給」ではないとして争っているが、被告神戸製鋼作成資料や環境アセスの関係文書の中でも、繰り返し「全量供給」が強調されている。加えて、環境アセスの過程では、二酸化炭素排出係数の調整は被告関西電力に委ねるものとされ、さらに、CO₂排出に関する国の目標・計画との整合性について、発電のために所内で使用する電力を除き、全量を「自主的枠組み参加事業者」である関西電力に全量卸供給する計画であることをもって、局長級会議とりまとめの基準に整合する旨の説明がなされ、これを踏まえて確定通知がなされており、被告らの主張にはまったく理由がない（以上に関し、甲2、甲6の2、甲17、甲A24の7、甲24の11の3ほか）。

イ 本件電力受給契約では、被告神戸製鋼による毎年将来3ヶ年の停止計画の提出と被告関西電力の承認（第5条1項）、被告関西電力による翌年度の受給計画の通知、毎月25日までの翌月の受給計画の通告、毎週月曜日17時までの翌週の30分ごとの受給電力量等の通告等が定められており、被告神戸製鋼は、これに従って新設発電所を稼働させて電力を供給し、関西電力は年間通告電力量の範囲で通告電力量を引き取り、電力量料金を支払う。また、30分あたりの通告電力量と、その通告電力量に対する実績受給電力量の差が一定の値を超える場合（通告逸脱）、被告神戸製鋼は逸脱した電力量に対応

する料金をペナルティとして支払わねばならず（第9条・第10条）、通告逸脱の多発は契約解除事由となる（第32条）。逆に、被告関西電力は、年間通告電力量が調整範囲の下限值を下回った場合は、下回った電力量に対して算定される金額を支払わねばならない（第11条）。

このように、本件電力受給契約においては、被告神戸製鋼には被告関西電力の通告に従った発電が義務付けられ、他方、被告関西電力には、通告に基づき発電された電力の引き取りと、契約に基づく一定量の通告が義務付けられている。

ウ さらに、被告神戸製鋼は供給設備（新設発電所）の建設・工事を行なう義務を負い、被告関西電力はアクセス工事を行なう義務を負うが、それらが遅延し基準日までに受給を開始できない場合については、遅延金や損害賠償金の支払が義務付けられている（23条・24条）。このように、双方の工事について、その工期が損害賠償の担保のもと厳に制約されている。

また、稼働後の供給設備の重要な変更については被告関西電力の承諾が必要とされる（28条2項）。

エ なお、本件電力受給契約は、債務不履行等が無い限り任意に解約することができず、双方の合意による合意解約を行おうとする場合においても、解約する日の7年前までに解約の申し入れをしなければならず、かつ、相手方の承諾がないと解約できない（第34条）。

(3) 地球温暖化対策との関係

ア 関西電力等大手電力会社10社などは、2015年に、2030年度の販売電力量のCO₂排出係数を0.37kg-CO₂/kWh程度に抑える自主目標を発表しているところ、CO₂排出係数の算定は、外部購入電源の排出係数も踏まえて行われる。したがって、被告関西電力のCO₂排出計数については、新設発電所の新設発電所の排出係数も踏まえて行われる関係にあり、現に、被告神戸製鋼は前年度の受給電力の二酸化炭素排出係数（実績排出係

数)を算定根拠とデータとともに報告するものとされており、実績排出係数が契約排出係数を超過した場合には基本料金が減額される(丙3の第12条)。

イ 加えて、被告神戸製鋼は、のCO₂排出対策としては、関西電力において既設火力発電所の稼働を減少させ、相生火力発電所の燃料を石油からLNGに転換し、再生可能エネルギーの導入を増加(大半は関西電力が自ら導入したものではない)させることを挙げ(甲17、甲18)、CO₂対策は関西電力が行う旨を述べている。

ウ なお、被告関西電力は、電源入札にあたり、①落札者がCO₂排出係数を発電端で1kWhあたり0.55kg-CO₂とするか、または、②落札者が関西電力に委ね、この場合は関西電力において安い炭素クレジット(kWhあたり約0.4円)を購入して充てることを前提としている(甲10の19頁)。石炭火力発電所は、CCS(CO₂固定貯留)を伴わない限り発電端のCO₂排出係数を1kWhあたり0.55kg以内には不可能であり(新設発電所のCO₂排出係数は発電端で1kWhあたり0.76kg-CO₂)。これは、CO₂排出量が非常に多い(CO₂排出係数が高い)石炭火力を選択することを実質的に可能にしているものといえる。

(4) 被告関西電力と被告神戸製鋼の行為の関連共同性

以上のことをまとめれば、新設発電所は、(i)被告関西電力の火力発電所の老朽化等に伴う新たな火力電源の確保を目的とした入札に応じ計画・建設されているものであり、(ii)30年間という長期にわたり高い利用率で発電された電力を関西電力に供給する上、(iii)被告関西電力は新設発電所の建設・稼働において被告神戸製ら電力受給契約に基づき非常に強く支配している。加えて、(iv)新設発電所からのCO₂排出に関しては被告関西電力の排出計数の前提となる上、被告神戸製鋼は、新設発電所のCO₂排出に関しては被告関西電力が対応するものとしており、また、本件電力受給契約の前提となる被告関西電力の火力電源入札は、実質的に落札者(=被告神戸製鋼ら)に石炭火力発電所

を設置することを容認する内容となっている。

(5) 被告関西電力の発電指示の差止義務

以上のことから、被告関西電力は、形式的には新設発電所の建設・稼働を神戸製鋼らに行わせているものの、これに強く関与し、実質的には新設発電所の稼働を共同で運営し、または支配する立場にある。したがって、新設発電所からの大気汚染物質と大量のCO₂の排出行為は、被告神戸製鋼らと被告関西電力との共同排出行為とみなすことができ、この侵害行為を惹起する被告関西電力の発電の指示について、被告関西電力は差止義務を負う。したがって、原告らは、被告関西電力に対し、発電指示の差止めを請求することができる。

2 被告関西電力への差止請求の利益

被告関西電力は、被告関西電力に対する差止請求の利益がないとして争っている。しかし、前記の被告神戸製鋼と被告電力との関係性、また本件電力受給契約の存在を前提としたとき、被告関西電力が、被告神戸製鋼らに対する発電の指示（発電量の通告）を行わなければ、新設発電所は稼働されない関係にある。なお、違法な行為を行う者と、違法な行為を行わせる（指示する）者に対する差止請求は別個に認容され得るから、被告神戸製鋼らに対する請求とは別途、被告関西電力に対する請求が成り立つ。

また、被告関西電力は、丙3の第13条の発電余力の活用の規定を理由に、被告関西電力の発電量の通告がなくとも被告神戸製鋼が新設発電所を稼働して電力を供給できると主張するが、余力活用は、「通告電力量が当該期間の基準受給電力を2で除した値に相当する電力量を下回る場合」に、「その差分を上限として」行えるに過ぎない（丙3）。したがって、通常範囲で被告関西電力からの通告を受けている場合に比して、通告がない場合は、新設発電所を稼働して売電できる電力量は少なくなり、通告がなされないこと（ないし減少すること）は新設発電所の稼働を抑制するものとなる。

以上

別紙 1

	期間	二酸化炭素排出量 (単位 万トン)	発電通告量 (単位 kWh)
1	2021/4/1 ~ 2022/3/31	657.400	86億5000万0000
2	2022/4/1 ~ 2023/3/31	622.800	81億9473万6842
3	2023/4/1 ~ 2024/3/31	588.200	77億3947万3684
4	2024/4/1 ~ 2025/3/31	553.600	72億8421万0526
5	2025/4/1 ~ 2026/3/31	519.000	68億2894万7368
6	2026/4/1 ~ 2027/3/31	484.400	63億7368万4211
7	2027/4/1 ~ 2028/3/31	449.800	59億1842万1053
8	2028/4/1 ~ 2029/3/31	415.200	54億6315万7895
9	2029/4/1 ~ 2030/3/31	380.600	50億0789万4737
10	2030/4/1 ~ 2031/3/31	346.000	45億5263万1579
11	2031/4/1 ~ 2032/3/31	311.400	40億9736万8421
12	2032/4/1 ~ 2033/3/31	276.800	36億4210万5263
13	2033/4/1 ~ 2034/3/31	242.200	31億8684万2105
14	2034/4/1 ~ 2035/3/31	207.600	27億3157万8947
15	2035/4/1 ~ 2036/3/31	173.000	22億7631万5789
16	2036/4/1 ~ 2037/3/31	138.400	18億2105万2632
17	2037/4/1 ~ 2038/3/31	103.800	13億6578万9474
18	2038/4/1 ~ 2039/3/31	69.200	9億1052万6316
19	2039/4/1 ~ 2040/3/31	34.600	4億5526万3158
20	2040/4/1 ~ 2041/3/31	0.000	0
21	2041/4/1 ~ 2042/3/31	0.000	0
22	2042/4/1 ~ 2043/3/31	0.000	0
23	2043/4/1 ~ 2044/3/31	0.000	0
24	2044/4/1 ~ 2045/3/31	0.000	0
25	2045/4/1 ~ 2046/3/31	0.000	0
26	2046/4/1 ~ 2047/3/31	0.000	0
27	2047/4/1 ~ 2048/3/31	0.000	0
28	2048/4/1 ~ 2049/3/31	0.000	0
29	2049/4/1 ~ 2050/3/31	0.000	0
30	2050/4/1 ~ 2051/3/31	0.000	0
31	それ以降の期間	0.000	0